資料２－１

廿日市市立地適正化計画素案（抜粋）

■計画の名称について

都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画は、概ね２０年先の都市の姿を展望するもので、将来の本市のまちづくりにおいて重要な計画です。

一方で、市民から、将来のまちづくりの計画でありながら市民にとって分かりにくい計画名称ではないかというご意見をいただきました。

また、平成２９年度に改定した廿日市市都市計画マスタープランでは、新たに若い世代を含めた市民のまちづくりの関心を高めていくこととしたところです。

このようなことから、市民にも分かりやすく、関心を持っていただけるよう計画名称を「拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）」としました。

なお、計画書の本文には、この計画の公表により、都市再生特別措置法に基づく建築等の届出義務の発生や不動産取引の際の重要事項説明にもなることから、都市再生特別措置法に規定されている立地適正化計画という名称を使用しています。

目　次

第１章　計画の基本的事項..... **1**
１．　計画策定の背景と目的..... 1
２．　立地適正化計画とは..... 4
３．　計画の位置づけと役割..... 5
４．　対象区域..... 7
５．　目標年次..... 8

第２章　現状分析を踏まえた都市構造上の課題の整理..... **9**
１．　廿日市市の現状..... 9
２．　本市の現状と都市構造上の課題..... 56

第３章　立地の適正化に関する基本的な方針..... **58**
１．　将来都市像..... 58
２．　まちづくりの基本目標..... 60
３．　重点目標..... 62
４．　めざすべき都市の骨格構造..... 63

第４章　都市機能誘導区域・誘導施設の設定..... **66**
１．　都市機能誘導区域の設定の考え方..... 66
２．　都市機能誘導区域の設定..... 66
３．　誘導施設の設定の考え方..... 80
４．　誘導施設の設定..... 82

第５章　居住誘導区域の設定..... **87**
１．　居住誘導区域の設定の考え方..... 87
２．　居住誘導区域の設定..... 91

第６章　誘導施策の設定..... **97**
１．　誘導施策の位置づけ..... 97
２．　都市施設の立地・活用を誘導するための方策..... 98
３．　居住誘導区域への居住等の立地を誘導するための方策..... 105
４．　交通ネットワークの強化のための方策..... 108

第７章　防災指針..... **110**
１．　防災指針の考え方..... 110
２．　災害ハザード情報の整理..... 112
３．　災害リスクの高いエリアの抽出..... 114
４．　課題への対応方針..... 132
５．　具体的な取組..... 136

６．　目標値.....139
７．　災害リスクを踏まえた居住誘導区域の妥当性.....140

第８章　計画を実現するために必要な事項.....141
１．　目標の設定.....141
２．　計画の進行管理.....147
３．　計画の周知と市民意識の醸成.....147
４．　都市機能誘導区域・誘導施設に係る届出.....148
５．　居住誘導区域に係る届出.....149
６．　立地適正化計画区域外の地域との連携.....151

第９章　低未利用土地利用等指針.....157
１．　都市のスポンジ化への対応の必要性【都市計画運用指針（第 10 版）より】.....157
２．　立地適正化計画における都市のスポンジ化への対応.....157

第1章　計画の基本的事項

１．　計画策定の背景と目的

■廿日市市の現状

廿日市市は、これまで広島市のベッドタウンとしてまちが発展・拡大してきましたが、今後は人口減少が見込まれます。また、近年、少子高齢化が進行しており、今後も更なる進行が予測されています。

人口及び人口比率の推移と将来推計

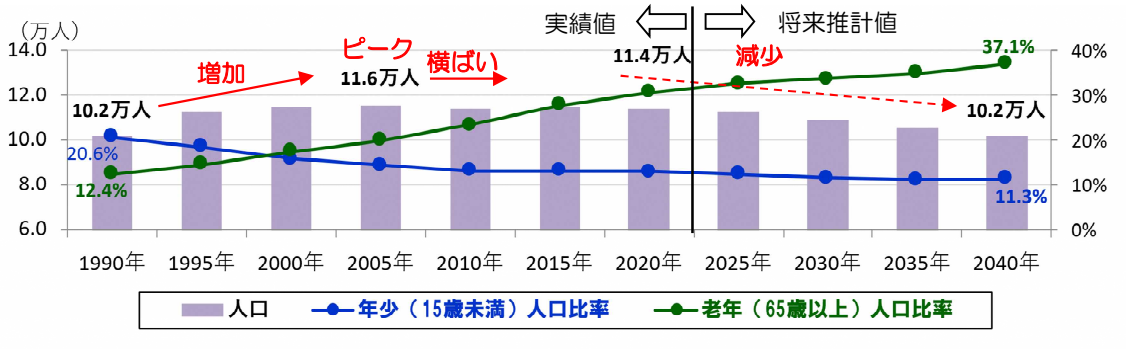

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所令和５（2023）年公表値

■まちが拡がったまま人口減少や少子高齢化が進むと…

公共交通の利用者が減少し、減便や廃止される路線が出る等、サービスに地域格差が発生

空き家の増加による地域コミュニティの低下や、病院や商業施設の撤退による生活サービス機能の低下（市街地の低密度化）

税収減少や社会保障費の増大の中、今のまちの大きさのまま（全ての）行政サービスを維持することは困難

■これからもずっとまちが元気で、みんなが豊かに暮らせるように…

公共交通の便がよい場所等地域の拠点となるところに住まいや生活サービスをある程度まとまって立地させ、地域ごとに特徴のあるメリハリのあるまちづくりをめざし、『拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）（以下、本計画）』の当初計画を、平成 29～30 年度にかけて策定しました。今回の改定は、その後の社会情勢や各種制度変更等を踏まえ、計画の一部変更を行うものです。

なお、本計画は本市の総合的なまちづくりの指針である「はつかいち未来ビジョン 2035（以下、総合計画）」や、本市の都市計画に関する基本的な方針である「廿日市市都市計画マスタープラン（以下、都市計画マスタープラン）」を受け、策定するものとします。

計画に則ったまちづくりが実現すると

行政・事業者等

メリハリのあるまちの実現により、鉄道、民間バス、コミュニティバス、デマンドバス等、地域のニーズや特性に対応した公共交通サービスの効率的な提供がしやすくなる	住民がまとまって暮らしているため安定した集客が見込みやすく、生活サービス施設の継続的な運営がしやすくなる	住まいや生活サービスがある程度まとまったところを中心に行政サービスの効率的な運営が可能となり財政負担の軽減につながる 地域のニーズや特性に対応しやすくなり、より効果的なサービス提供が可能となる

市民等

利便性の高い公共交通が維持・確保され、地域ごとで誰もが気軽に外出できる環境が実現	生活に必要な機能が身近にある便利な暮らしが実現 拠点を中心に地域ごとににぎわいが維持される	限られた財源の中で、豊かな暮らしを支える効率的・効果的な行政サービスを受け続けられる

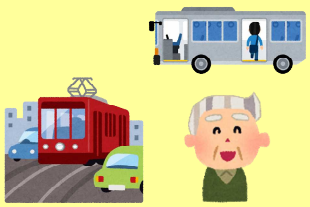

■計画改定の必要性

本計画は、当初平成 29～30 年度にかけて策定・公表されました。その後、全国各地において頻発する自然災害を受け、国は令和２年に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画において、災害リスクを踏まえた誘導区域の設定や、居住誘導区域内での防災・減災対策を講じる防災指針への位置づけが必要となりました。今回の計画改定では、防災指針の位置づけを行うことを目的のひとつとしています。

また、本計画は概ね５年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況を評価することとしており、この評価を踏まえた施策内容や目標の見直しを行うとともに、令和７年度に改定される総合計画や都市計画マスタープランとの整合も今回の計画改定で図る必要があります。

防災指針とは

計画で定めているエリアへ居住や都市機能の誘導を図るにあたり、防災リスクに対してどのように安全を確保するかということを示す指針

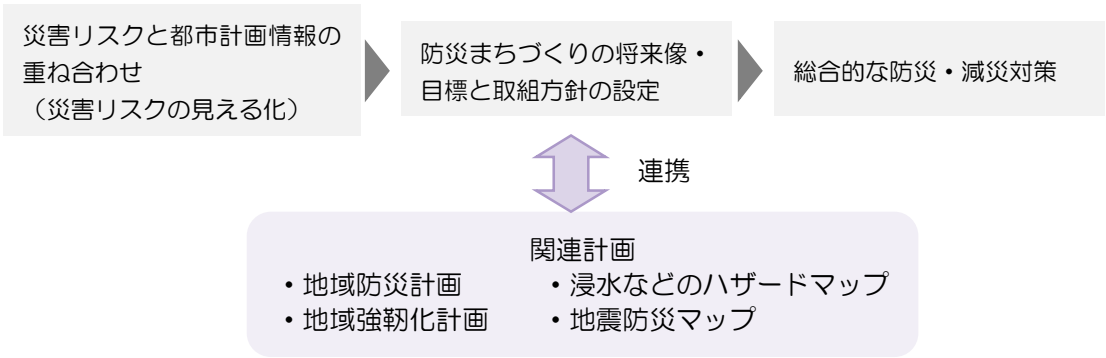

参考：安全で魅力的なまちづくりを進めるための都市再生特別措置法等の改正について

２． 立地適正化計画とは

（１） 立地適正化計画の概要

都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成するため、居住や医療・商業等の暮らしに必要なサービス施設の立地の適正化を図る計画です。これにより、「高齢者でも出歩きやすく健康・快適な生活の確保」、「子育て世代などの若年層にも魅力的なまちの実現」、「財政面・経済面で持続可能な都市経営の実現」、「脱炭素型の都市構造の実現」、「災害に強いまちづくりの推進」等をめざします。（国土交通省 都市計画運用指針（第13版）より）

（２） 立地適正化計画で定める主な内容

立地適正化計画では区域や基本的方針等、都市再生特別措置法（以下、都市再生法）の規定に基づく事項を記載します。

表 1-1 立地適正化計画で定める主な内容

項 目	内 容
立地適正化計画区域	・立地適正化計画の対象区域 ・都市計画区域全体とすることが基本
都市機能誘導区域	・医療・福祉・商業等の都市機能の立地を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域 ・当該都市機能誘導区域内への都市機能誘導施設（以下、誘導施設）の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項を示す
誘導施設	・都市機能誘導区域ごとに誘導を図る都市機能を設定 ・設定した誘導施設を区域外で建築等する場合や設定した誘導施設を区域内で廃止する場合は、届出義務が発生
居住誘導区域	・人口減少の中でも、一定エリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保される区域 ・居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項を示す ・区域外において一定規模以上の住宅の建築を目的とした開発行為や、一定規模以上の住宅の建築等を行う場合は、届出義務が発生
防災指針	・居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針 ・居住誘導区域における災害リスクを回避あるいは低減させるために、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のための指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づける

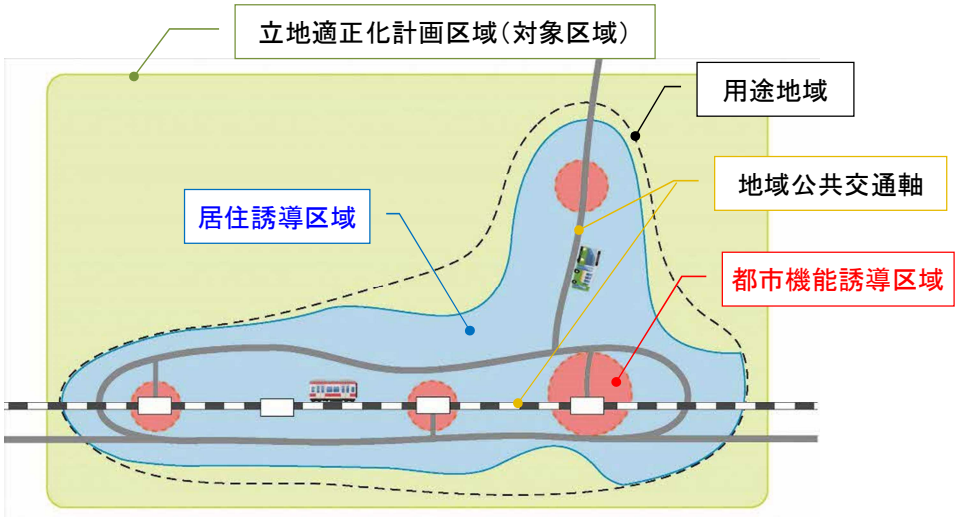

図 1-1 立地適正化計画による都市構造イメージ

３． 計画の位置づけと役割

（１） 計画の位置づけ

本計画は、将来的な人口減少と少子高齢化の更なる進行を見越し、都市計画マスタープランで掲げるコンパクトな市街地形成の具体的な方策として策定するものです。

また、総合計画の下に、人口減少の克服と地域の活性化に向けた考え方や人口の将来展望等を示す「廿日市市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン･総合戦略（以下、人口ビジョン･総合戦略）」をはじめ、公共施設、公共交通網、拠点形成、地域防災等に関する各種個別計画とあわせて都市の活力の全体的な維持を図るものです。

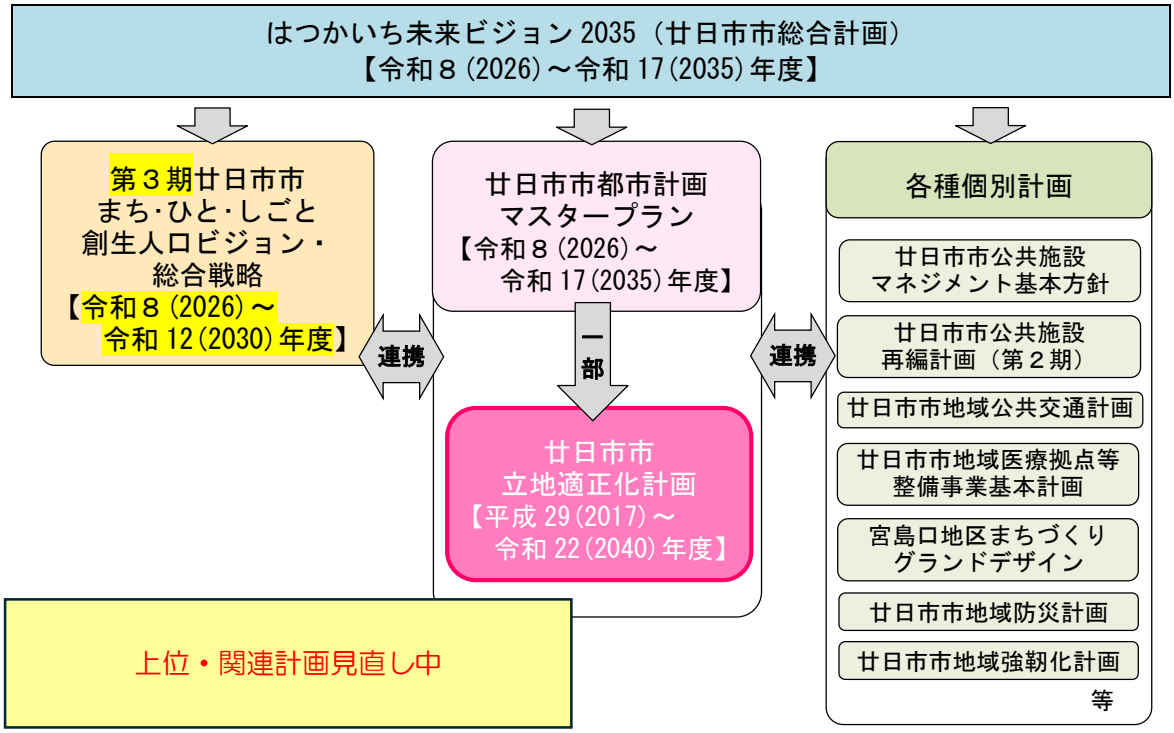

図 1-2 廿日市市立地適正化計画の位置づけ

（２） 都市計画マスタープランと立地適正化計画

都市計画マスタープランは、土地利用や都市施設等に関する都市計画を定めるにあたっての総合的な指針となるものです。本計画は、この都市計画マスタープランと整合した内容を定め、一体的に都市づくりの方針としての役割を担います。

（３） 計画の役割

今後、人口減少や少子高齢化が更に進んだ場合でも、本計画に基づく集約型都市構造を実現するために、メリハリのついた土地利用の誘導（立地適正化の施策）とあわせて、人口ビジョン・総合戦略等に基づき行う産業振興や人口対策等の底上げを進めていきます。このようにして、活力ある市街地を維持し、将来都市像の実現をめざしていきます。

集約型都市構造への取組（メリハリのついた誘導） ⇧ ― 都市の基礎体力の強化

⇒立地適正化計画、地域公共交通計画

産業振興･人口対策等の取組（底上げ） ↑↑↑ ― 都市の活力

⇒総合計画、人口ビジョン・総合戦略

- 現在の人口
- 将来の人口（対策なしの場合）
- 将来の人口（立地適正化計画による誘導）
- 将来の人口（立地適正化計画＋人口ビジョン･総合戦略）

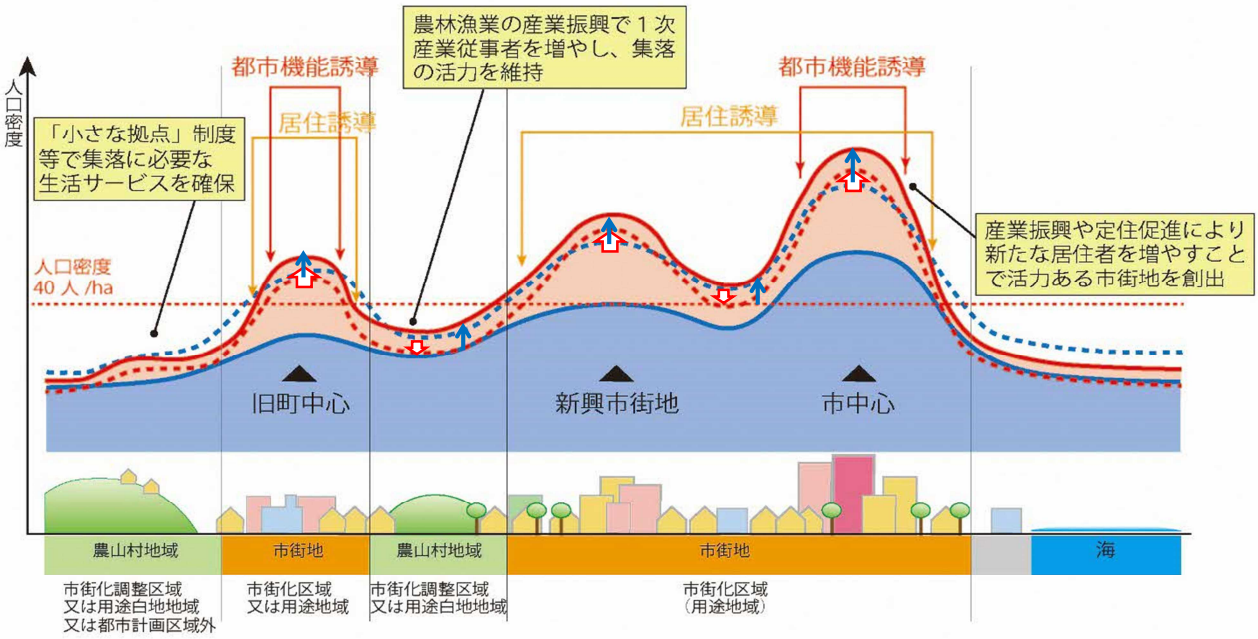

図 1-3 廿日市市立地適正化計画の役割

４． 対象区域

立地適正化計画は、原則、都市計画区域全域で定めることとされています。

本市の都市計画区域は、廿日市地域及び大野地域の一部は広島圏都市計画区域に指定されているほか、佐伯地域の一部は佐伯都市計画区域、宮島全島は宮島都市計画区域にそれぞれ指定されています。

一方で、自然公園法の特別地域に指定されている区域は、立地適正化計画の「居住誘導区域」に指定ができないこととされており、本市では、宮島全島が自然公園法の特別地域の指定を受けています。また、宮島全島では都市計画法による風致地区、自然公園法や文化財保護法により立地適正化計画における届出制度と比べてより厳しい土地利用制限がなされています。

以上のことから、都市再生法に基づく本計画の対象区域は広島圏都市計画区域及び佐伯都市計画区域とします。

ただし、都市再生法に基づく本計画の対象区域外である宮島地域や吉和地域をはじめとした都市計画区域外の地域においても、他の手法により地域での暮らしが継続できるよう検討していきます。

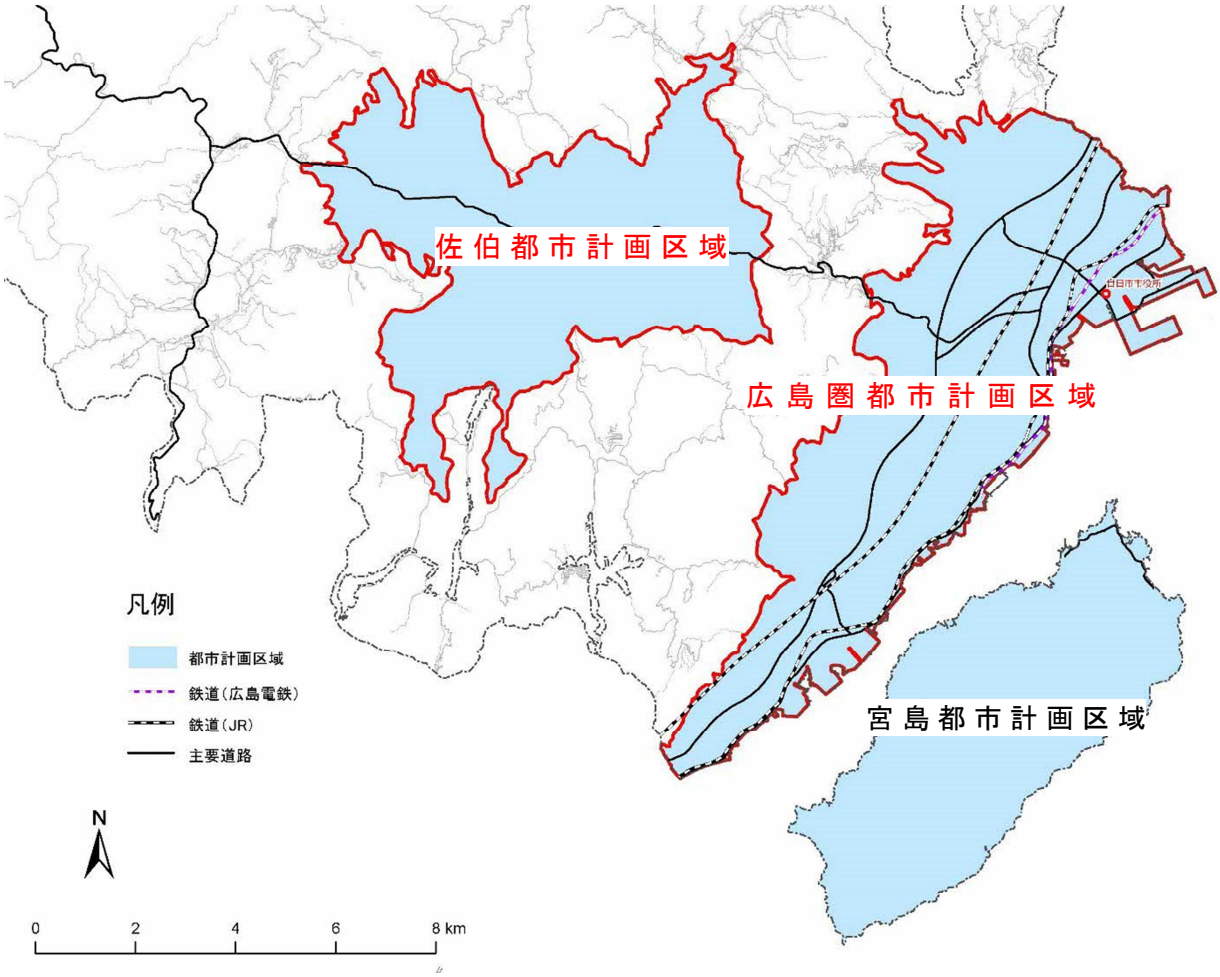

図 1-4 廿日市市立地適正化計画の対象区域

５． 目標年次

本計画の目標年次は、都市計画運用指針（第 13 版）で「立地適正化計画の策定にあたり、一つの将来像として概ね 20 年後の都市の姿を展望する」とされていることに加え、人口ビジョン・総合戦略における人口将来展望の目標年次を勘案して令和 22（2040）年度とします。

また、都市計画総合見直し（区域区分や用途地域の変更）や基盤整備の状況等により、必要に応じて本計画の見直しを行います。

図 1-5 廿日市市立地適正化計画の計画期間

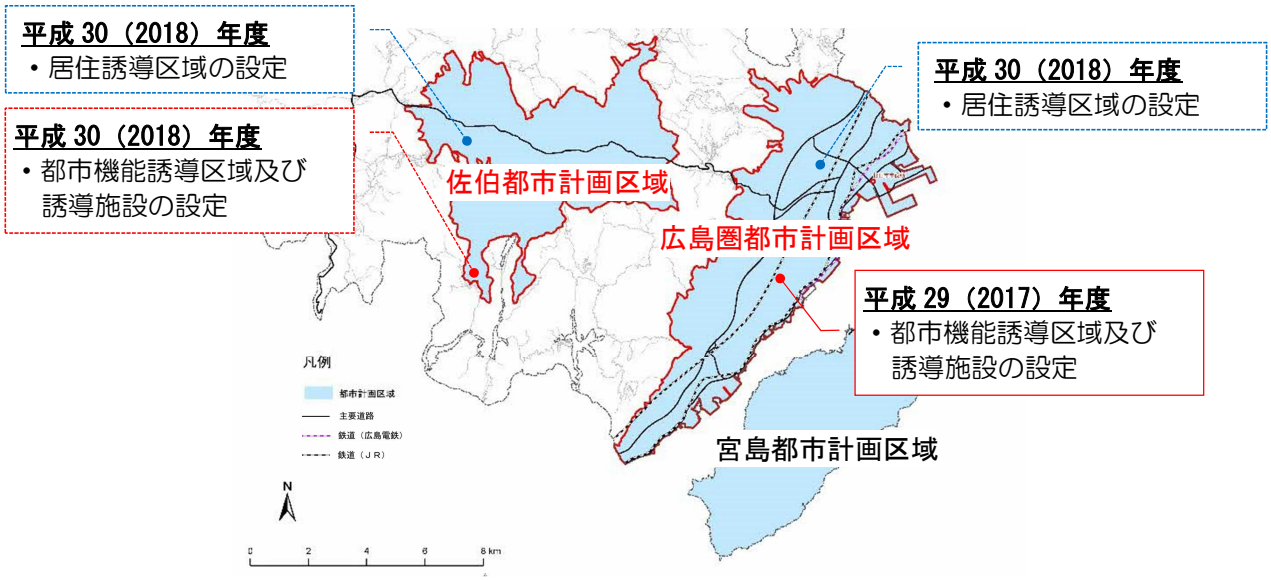

※本計画は、平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度の２ヵ年で策定しています。

図 1-6 各誘導区域の設定時期

第3章　立地の適正化に関する基本的な方針

１．　将来都市像

本計画では、本市の最上位計画である総合計画や本計画の基本となる都市計画マスタープラン、本計画と連携して都市の活力の維持向上を図る人口ビジョン・総合戦略に示されたまちづくりの基本理念と同様に『市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり』を基本理念とします。

また、各計画の将来像に込められた、「地域の多様な特性の尊重や選択と集中」、「事業管理の徹底」、「地域で住み続けられる」、「経済の自立性を高める」、「女性の活躍（子育てしやすい等）」等の視点を見据え、『一つひとつの地域で幸せに暮らせるまちづくり』を本計画の将来都市像とし、基本理念にかなった多極型のコンパクトな都市構造の実現を図ります。

この将来都市像については、計画期間である令和 22（2040）年度に向けて実現を目指すものであり、中間見直し時点において変更は行わないものとします。

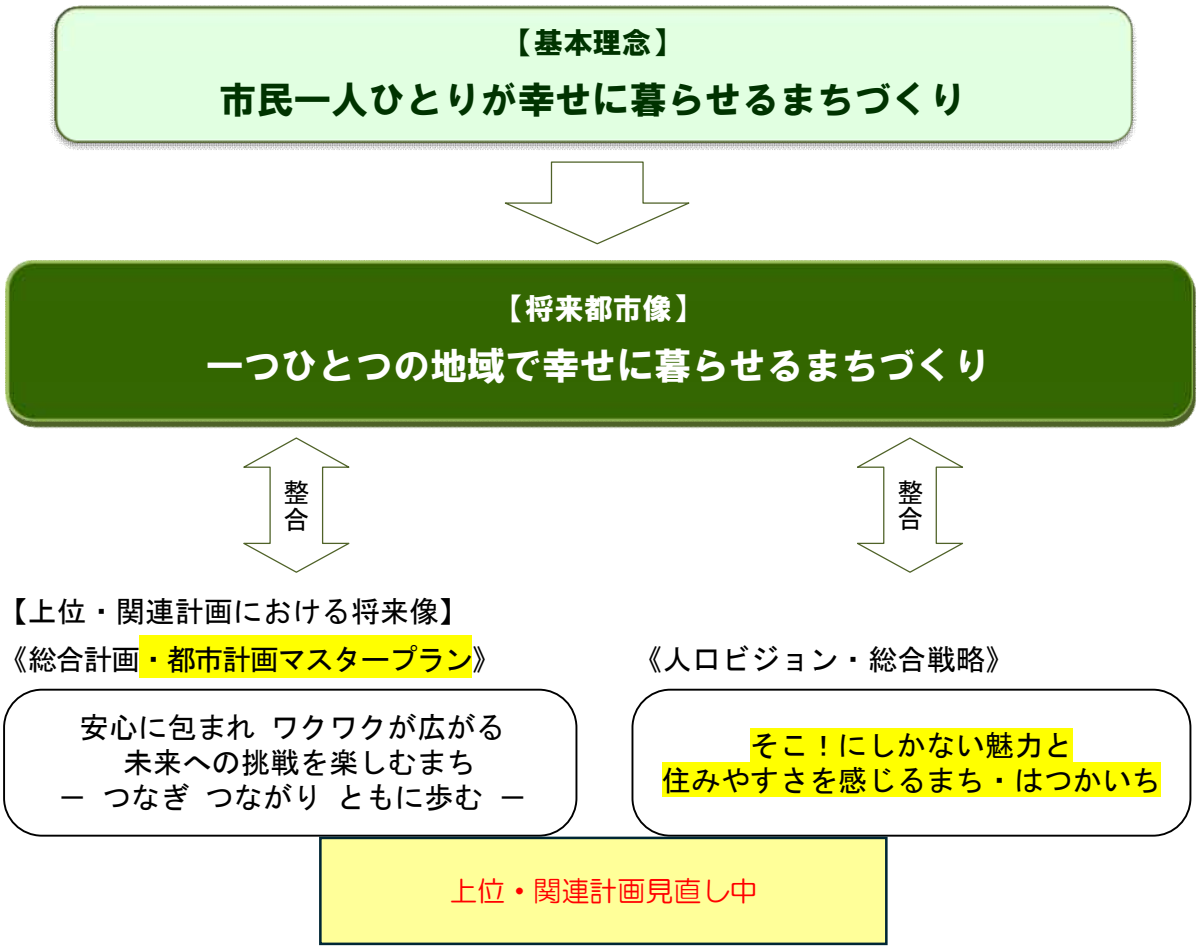

２． まちづくりの基本目標

本計画におけるまちづくりの基本目標は、総合計画の土地利用の基本方向及び都市計画マスタープランの都市づくりの基本的方針を踏まえて、以下のように設定します。

まちづくりの基本目標　【立地適正化計画】

① 地域の特性等を活かした拠点設定
- 都市機能誘導区域を設定する拠点地区は、地区の特性やポテンシャルに応じて生活利便性の階層に応じた拠点と特色ある都市の魅力づくりを行う政策拠点に区分して位置づけ、拠点づくりの方針を検討

② 拠点の役割に応じた都市機能誘導区域、誘導施設の設定
- 都市拠点、地域拠点、地区拠点について、災害に対する安全性等を踏まえ、各拠点を中心に都市機能誘導区域を設定するとともに、各拠点の役割に応じたレベル・規模の誘導すべき都市機能を設定

③ 適切な規模の市街地の維持
- 将来の人口動向とストックとしての市街地整備状況及び支所行政に適合した地域構成等を踏まえ、適切な規模の市街地を維持していくために必要な区域を居住誘導区域に設定

④ 市街地内及び拠点間のネットワークの形成
- 恵まれた鉄道網やバスネットワークにより拠点間や市街地内の移動の利便性を確保し、マイカーだけに頼らない市街地構造を形成するとともに、災害時のリダンダンシー等を考慮した道路網を整備

⑤ 今後の産業拠点整備等も見据えた誘導区域設定
- 産業機能等で構成される拠点整備については、職を創出する拠点として位置づけ、そこで働く人のための居住地と生活拠点を近接地等で供給できるよう、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定

⑥ 災害リスクに強く安全・安心な都市の形成
- 近年の災害の激甚化を踏まえ、特に災害リスクの高い区域は居住誘導区域から除外しリスクを回避するとともに、居住誘導区域内ではリスクの程度に応じてハード・ソフト両面でのリスク低減策を検討

⑦ 誘導区域外を含めた方策検討
- 「一つひとつの地域で幸せに暮らせるまち」とするために必要な地域の生活利便性を確保する拠点については、誘導区域外であっても、他の手法による拠点の維持・活性化の方針を検討

土地利用の基本方向　【総合計画】

① 地域特性を活かした土地利用
- 各地域の地形条件、自然環境、歴史・風土、市街地や施設の整備状況等を踏まえた地域特性を活かした土地利用

② 自然や歴史・文化と共生した土地
- 世界遺産等の歴史や文化的資源、瀬 … な自然環境の保全に努め、これらと共生した土地利用

③ 安全・安心の人にやさしい土地利
- 市民が安全・安心に暮らすことがで … 災害に強い土地利用の推進と人にやさしい環境づくり

上位・関連計画見直し中

④ 将来を見据えた土地利用
- 秩序ある市街地の形成等に配慮し、適切な規制・誘導を図るとともに、効率的・総合的な視点に基づいた将来を見据え都市の発展をめざした土地利用

都市づくりの基本的方針　【都市計画マスタープラン）

ア. 持続可能な都市構造と活力ある拠点の形成
- 人口減少・少子高齢社会のもとでの快適な市民生活の確保と活力ある都市活動の促進
- 集約型の都市計画の視点に立った長期的、戦略的なまちづくりと均衡のとれた都市の形成
- 各地域の発展の方向を見据えた、居住と都市活動とのバランスのとれた土地利用
- 個性ある拠点の形成や、幹線道路・公共交通体系の整備による、地域の特性を生かした都市構造の形成
- 拠点地区の性格に応じた都市機能の集積整備等、個性と魅力を備えた拠点の形成

イ. 都市の発展を支える産業基盤の整備
- 地域経済の持続的な発展に向けた都市基盤施設の整備、既存の産業集積地等における産業活動の維持、高度化に向けた土地利用の誘導、新たな産業用地の確保

ウ. 活力ある都市活動と市民生活を
- 円滑な交通流動を確保する広域幹
- 公共交通の利便性の向上

上位・関連計画見直し中

エ. 良好な市街地･集落の形成と開発
- 市街化調整区域における集落環境の
- 市街地の無秩序な拡大の抑制と、新市街地開発における、既存の市街地と連携した効率的な都市づくり
- 景観、災害発生に配慮した開発の誘導

オ. 安全・安心で人にやさしい市街地の形成
- すべての市民が安全で安心して暮らすことができる災害に強い市街地の形成
- 人にやさしい市街地環境の形成

カ. 水と緑を活かした潤いのある市街地環境や優れた景観の形成
- 自然と共生したまちづくりの推進
- 地域特性に応じた美しい景観づくり

キ. 協働によるまちづくりの推進
- 市民と行政の協働のまちづくりの推進
- 支所･市民センターでの地域特性に応じたまちづくり

ク. 都市マネジメントの推進
- 効果的で効果的な維持管理と資産の有効活用

３．　重点目標

本計画で掲げる将来都市像の実現に向けて、本市の持つ特徴を維持・活用するとともに、本市の直面している大きな課題を解決するという視点から、

「①地域での健康な暮らしを支えるまちづくり」

「②地域の子育てを支援する住みよいまちづくり」

「③多極ネットワーク型コンパクトシティの形成」

の３つの重点目標を設定します。

廿日市市の特徴

○隣接する広島市からより高度な都市サービスの享受が可能

○公共交通機関（広島電鉄、ＪＲ等）や道路網が充実

○ＪＡ広島総合病院を中心とした地域における医療・福祉体制の構築

○ファミリー層の転入が多い

○公共都市施設の整備・更新が進められている

廿日市市の直面している大きな課題

●人口減少・少子高齢化の進行により、以下のような課題に直面

・利用者減少による、商業・医療・福祉・交通等を含めた生活サービス水準の低下リスク

・市街地拡大、空き家の増加、人口減少による都市のスポンジ化

●若者世代の転出抑制

●民間による取組が進んでいない

市の特徴の維持・活用　　市の課題の解決

【基本理念】市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり

【将来都市像】一つひとつの地域で幸せに暮らせるまちづくり

重点目標①：地域での健康な暮らしを支えるまちづくり

⇒更なる高齢化を見据え、医療・福祉施設の維持や継続的活用、地域コミュニティの充実による孤立化防止を図る

⇒地域毎の人口規模や特性等に合わせた都市機能や交通ネットワークの配置・適正化により、徒歩＋公共交通でカバーされた身近な生活圏における生活利便性の向上を図る

重点目標②：地域の子育てを支援する住みよいまちづくり

⇒市の魅力創造・地域活性化を推進し、若者や子育て世代のニーズに対応した環境づくりにより、転入の増加と転出抑制を狙う

⇒基盤整備や官民連携手法の導入等による民間活力の活用を通して、定住人口の定着及び、持続的な関係人口の確保や市内外との交流を図る

＋ 新機能都市開発事業※1による就業の場の確保等

都市基盤として重点目標①②を支える

重点目標③《まちづくり施策を展開する上での都市基盤づくり》：多極ネットワーク型コンパクトシティの形成

※１．新機能都市開発事業：宮島サービスエリア東側の平良・佐方地区（現時点では市街化調整区域に位置する）において、企業誘致による雇用の維持・拡大や、観光に優れた立地特性を生かした都市機能の誘導により、波及効果をもたらす新たな税源の確保とともに、本市の将来を見据えた新たな活力の創出を目的として実施する事業

（廿日市駅に近接する等立地条件に恵まれた市街化調整区域の丘陵地については、都市計画マスタープランに基づき、そのポテンシャルを活かした適切な開発を誘導し、都市機能の充実と併せて市街地の集約化を図っていきます。）

４． めざすべき都市の骨格構造

（１） 将来都市構造

本市の今後概ね 10 年間（令和 17（2035）年度まで）のまちづくりは、総合計画に示された将来都市構造に基づいて進められています。また、本市の都市計画の基本方針を示した都市計画マスタープランもこの都市構造を継承したものとなっています。

そのため、本計画においてもめざすべき都市の骨格構造は、総合計画及び都市計画マスタープランの将来都市構造を引き継ぐものとします。

（２） 立地適正化計画における拠点の位置づけ

本計画は、総合計画及び都市計画マスタープランで示された都市構造を実現していくための具体な方策を示したものです。拠点はこれらの都市構造に基づいて全市に位置づけますが、都市再生法に基づく本計画区域内の拠点の形成は主に都市機能誘導区域の設定により実現していきます。本市は様々な性格を持つ地域が集合した都市であるため、具体の拠点設定にあたっては、利用圏域の人口集積や地域の特性によって誘導すべき都市機能のレベル・規模が異なってきます。その階層構成を「都市拠点」、「地域拠点」、「地区拠点」、「生活拠点」の４段階の利用圏域に応じて設定します。また、階層構成とは別に、本市の重点施策としての特徴的な都市機能を配置する事業拠点を「政策拠点」として設定します。

設定した拠点のうち、計画区域内の都市拠点、地域拠点、地区拠点については、立地適正化計画制度に適合した拠点として位置づけ、各拠点等については立地誘導する都市機能や集積度合いに強弱を付けます。

生活拠点や計画区域外にある地域拠点、地区拠点については、立地適正化計画制度による規制・誘導ではなく、都市計画マスタープランでの位置づけや「小さな拠点」制度等により、地域での暮らしが継続できるよう、生活利便機能の維持確保を図ります。

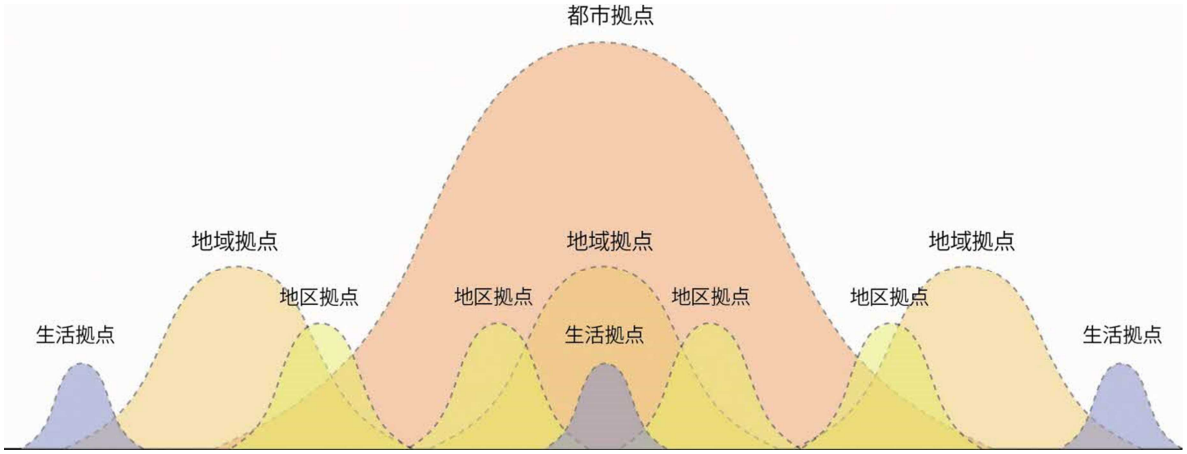

図 3-1 拠点配置の構造

表 3-1 拠点配置の位置づけ

拠 点	対象	位 置 づ け
① 都市拠点	シビックコア地区	・全市民の利用を対象とした拠点で、高次都市機能施設等の立地を推進します。
② 地域拠点	シビックコア地区、 大野支所周辺、佐伯支所周辺、 宮島支所周辺、吉和支所周辺	・地域住民の利用を対象とした拠点で、都市機能誘導区域として位置づけ、地域住民の人口規模に応じて、必要な都市機能を維持・誘導します。
③ 地区拠点	廿日市駅周辺、宮内串戸駅周辺、 阿品、宮島口、大野（筏津地区）、 大野浦駅周辺、津田、友和、 吉和、宮島	・地域拠点を補う拠点として、都市機能誘導区域として位置づけ、地区住民を対象とした施設の誘導を行います。
④ 生活拠点	住宅団地のセンター地区、 中山間部の主要集落等 （浅原地区、玖島地区を含む）	・主に大規模団地や集落住民の生活利便性を維持するための拠点を設定します。 ・生活拠点には都市機能誘導区域は設定しません。
⑤ 政策拠点	地域医療拠点、 新機能都市開発事業区域、 シビックコア地区※、 大野（筏津地区）※、宮島口※	・主に生活利便性を維持するための都市機能を誘導する拠点の階層構造とは別に、本市の重点施策としての特徴的な都市機能を配置する事業拠点を位置づけます。

※：シビックコア地区は都市拠点・地域拠点、大野（筏津地区）・宮島口は地区拠点と重複
＊：下線は本計画の対象区域外（対象区域：広島圏都市計画区域、佐伯都市計画区域）

図 3-2 拠点及び拠点圏域の設定

第7章　防災指針

１．　防災指針の考え方

（１）　防災指針とは

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、令和２（2020）年に立地適正化計画の記載事項として制度化されました。

廿日市市では、風水害や地震による被害をこれまでに経験し、防災計画を定め、防災対策を講じてきましたが、近年、全国各地で頻発するゲリラ豪雨や、今後想定される南海トラフ巨大地震など、激甚化する災害リスクへの対応は、喫緊の課題となっています。特に、梅雨期の集中豪雨事例の増加傾向は顕著であることが報告*されており、本市においても近年梅雨期に著しい降雨量となる年が発生しているほか、これに伴う土砂災害や洪水の発生等も考えられます。

このような背景を踏まえ、本市においても、防災・減災の観点を踏まえたまちづくりを推進するため、防災指針を立地適正化計画へ新たに位置付けるものとします。

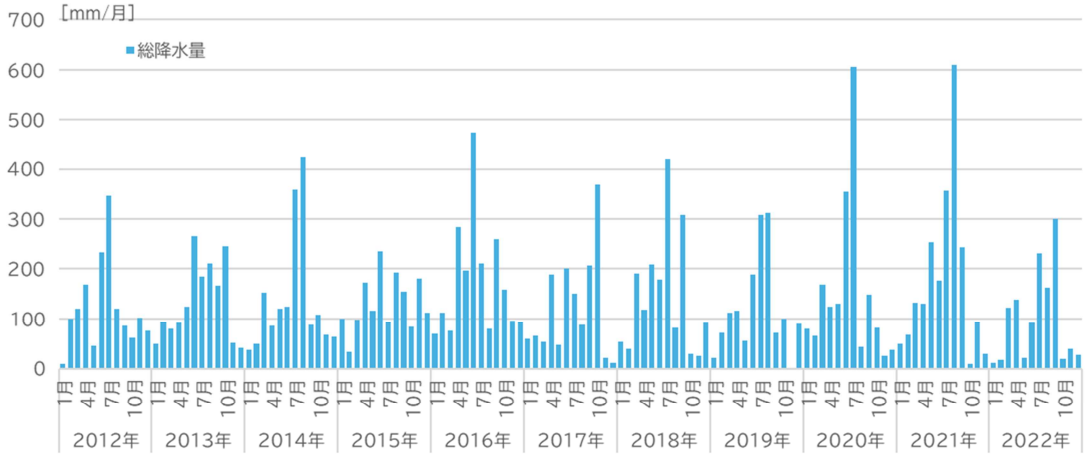

出典：データで見るはつかいち

図 7-1 廿日市市における総降水量の推移

＊：加藤輝之：アメダス３時間積算降水量でみた集中豪雨事例発生頻度の過去 45 年間の経年変化、天気、69 巻 5 号、p. 247-252、2022

（２） 防災指針の位置づけ

市が定める防災に関する計画として、地域強靭化地域計画や地域防災計画がありますが、それぞれ根拠法や対象とする地域が異なっています。

地域強靭化計画は、国土強靭化基本法に基づいており、地域防災計画のように災害リスクごとに対策を定めるのではなく、発災前の施策を対象として、いかなる事態が発生した場合でも最悪の事態に陥ることを避けるために、社会経済システムの強靭化を含めた総合的な指針を定めています。

また、地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、市域に係る防災に関して市及び関係機関が実施する項目を定め、予防、応急対策、復旧について計画を定めるものです。

一方、本防災指針では、立地適正化計画の一部として、都市計画の観点から、主に居住誘導区域内における防災の取組方針や、リスクを可能な限り回避もしくは低減するために必要なハード・ソフト両面の対策を定めます。

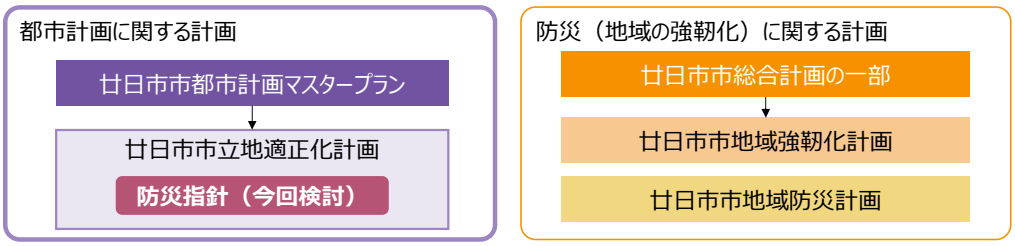

図 7-2 防災指針とその他の防災に関する計画の位置づけ

表 7-1 防災指針とその他の防災に関する計画の違い

区分	地域強靭化計画	地域防災計画	**立地適正化計画の一部【防災指針】**
根拠法	国土強靭化基本法	災害対策基本法	都市再生特別措置法
対象とする地域	市全域	市全域	居住誘導区域内

２． 災害ハザード情報の整理

（１） 対象となる災害ハザード情報

本市において発生する可能性のある以下の災害について、ハザード区域を整理しました。また、災害に係る情報として地勢や大規模盛土造成地の情報、過去の災害履歴についても整理したほか、液状化については、被害によりただちに人命に関わることは稀とされていますが、地震後の生活に及ぼす影響も考えられるため、関連情報として整理しています。

表 7-2 本市において想定される災害リスク等

災害種別	ハザード	沿岸部	佐伯地域
洪水	浸水深（想定最大規模）	○	○
	浸水深（計画規模）	○	－
	浸水深（多段階の確率規模）	○	－
	浸水継続時間（想定最大規模）	○	－
	家屋倒壊等氾濫想定区域	○	－
雨水出水	浸水深（想定最大規模）	○	－
津波	浸水深（想定最大規模）	○	－
	津波災害警戒区域	○	－
高潮	浸水深（想定最大規模）	○	－
	浸水深（伊勢湾台風規模）	○	－
	浸水深（30 年確率）	○	－
土砂災害	土砂災害警戒区域・特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域	○	○
その他 関連情報	標高分布	○	○
	大規模盛土造成地	○	○
	液状化危険度	○	○
	過去の災害履歴	○	○

（２） ハザード区域分析結果

浸水被害に関しては、居住誘導区域内の一部で 3m 以上（想定最大規模）の浸水が想定される洪水災害や、沿岸部で一部 5m 以上（想定最大規模）の浸水が想定される高潮に関するリスクが、比較的高いといえます。＊1

表 7-3 災害リスクに関する分析結果

災害種別	沿岸部	佐伯地域
洪水	● 廿日市市役所周辺及び大野支所周辺を中心に、計画規模でおおむね 3m 未満、想定最大規模では最大３m以上の浸水が想定される	● 想定最大規模では、居住誘導区域の一部で 3m未満の浸水が想定される
雨水出水	● 想定最大規模では、居住誘導区域内の広い範囲で 0.5m 未満の浸水が想定される	—
津波	● 廿日市市役所周辺や宮島口、大野支所の周辺などでは、居住誘導区域内に 0.5m以上の浸水が想定される地域がまとまって分布している	—
高潮	● 想定最大規模では、居住誘導区域内で最大 5m以上の浸水が想定される	—
土砂災害	● 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は誘導区域から除外されている ● 都市機能／居住誘導区域の一部が、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されている	
その他関連情報	● 谷埋め型の盛土造成地が居住誘導区域内を中心に分布	
	● 市街地の広範囲に液状化の危険度が極めて高い・かなり高いエリアが分布している	● 液状化危険度の低いエリアが広く分布

※想定最大規模：1,000 年に 1 回程度の発生が想定される災害
計画規模　　：　50 年に 1 回程度の発生が想定される災害

＊１：参考資料５『災害ハザード情報』参照

３． 災害リスクの高いエリアの抽出

（１） 災害リスク分析の考え方

本市は既成市街地に広く災害リスクエリアが存在しており、居住誘導区域の範囲を、浸水リスク又は土砂災害リスクが全くないエリアに絞ることは困難です。

そこで、災害種別のリスク分析結果を踏まえ、優先的に対応を検討すべき「災害リスクエリア」及び「高災害リスクエリア」を定義し、地区ごとの課題を整理します。

洪水や高潮といった浸水ハザードは浸水深、土砂災害であれば警戒区域・特別警戒区域といった災害規模の大きさだけでなく、想定最大規模・計画規模・低頻度・中頻度・高頻度といった災害の発生頻度も含め、災害リスクの見える化を細分化、多段階的に行い、リスク回避に向けた取り組み方針を検討します。

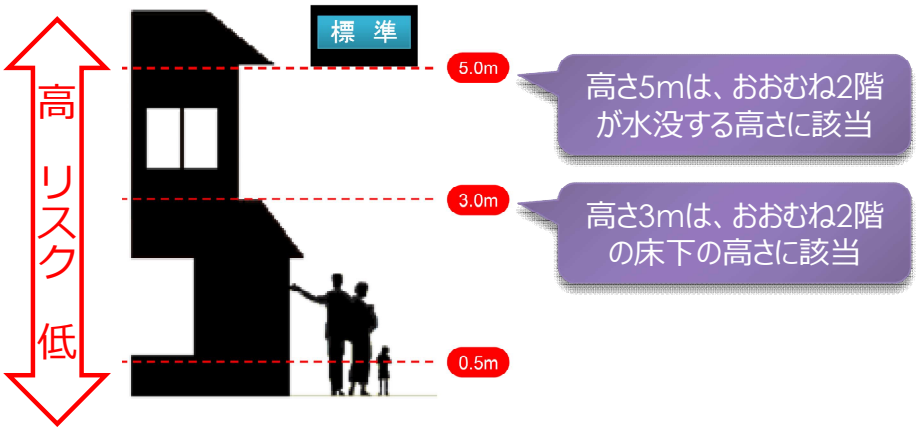

出典：水災害ハザードマップ作成の手引き（R3.12　国土交通省）

図 7-3 災害規模の大きさの基準（浸水深の例）

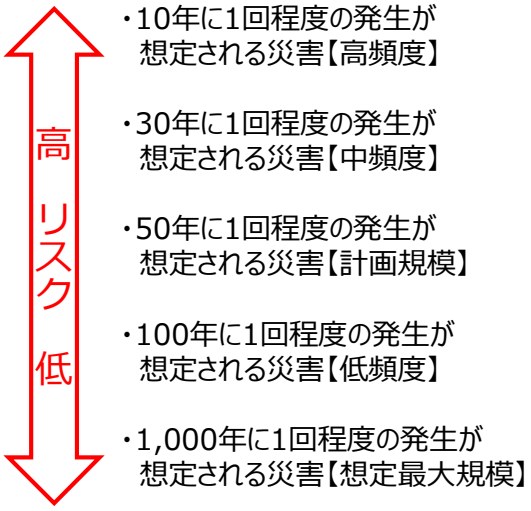

図 7-4 災害発生の頻度の基準（多段階の確率）

（２） 災害リスクエリアの定義

優先的に対応を検討する災害リスクエリア・高災害リスクエリアを定義します。

災害リスクエリアは、想定最大規模での２階床下以上の浸水が想定されるエリアと土砂災害のイエローゾーンを基準とし、高災害リスクエリアは、災害リスクエリアよりもリスクの見込まれるエリアとして、２階水没の浸水や、より発生確率の高い計画規模での浸水が想定されるエリア、土砂災害のレッドゾーンを基準としています。

表 7-4 「災害リスクエリア」「高災害リスクエリア」の定義

災害種別	「災害リスクエリア」の基準	「高災害リスクエリア」の基準	設定根拠
洪水	● 想定最大規模の洪水発生時の想定浸水深 3m 以上	● 計画規模の洪水発生時の想定浸水深 3m 以上	２階の床下まで浸水する深さは 3m （図 7-3 参照：浸水深等の閾値） （高潮の 30 年確率は 1～2m、2～5m…のランク分けであるため、2m を閾値と設定）
雨水出水	● 想定最大規模の雨水出水発生時の想定浸水深 3m 以上	● 想定最大規模の雨水出水発生時の想定浸水深 5m 以上	
津波	● 想定最大規模の津波発生時の想定浸水深 3m 以上	● 想定最大規模の津波発生時の想定浸水深 5m 以上	
高潮	● 想定最大規模の高潮発生時の想定浸水深 3m 以上	● 30 年確率での高潮発生時の想定浸水深 2m 以上	
土砂災害	● 土砂災害警戒区域内（イエローゾーン）	● 土砂災害特別警戒区域内（レッドゾーン）	土砂災害が発生した場合に、住民の生命及び身体への危害が生ずるおそれがある、もしくは著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域として、県が定める区域に準ずる

※想定最大規模： 1,000 年に 1 回程度の発生が想定される災害
計画規模： 50 年に 1 回程度の発生が想定される災害

（３） 災害リスクエリアの分布状況

沿岸部では、市役所や支所周辺及び誘導区域内で広く災害リスクエリアが分布しています。浸水関連の高災害リスクエリアが局所的に見られます。

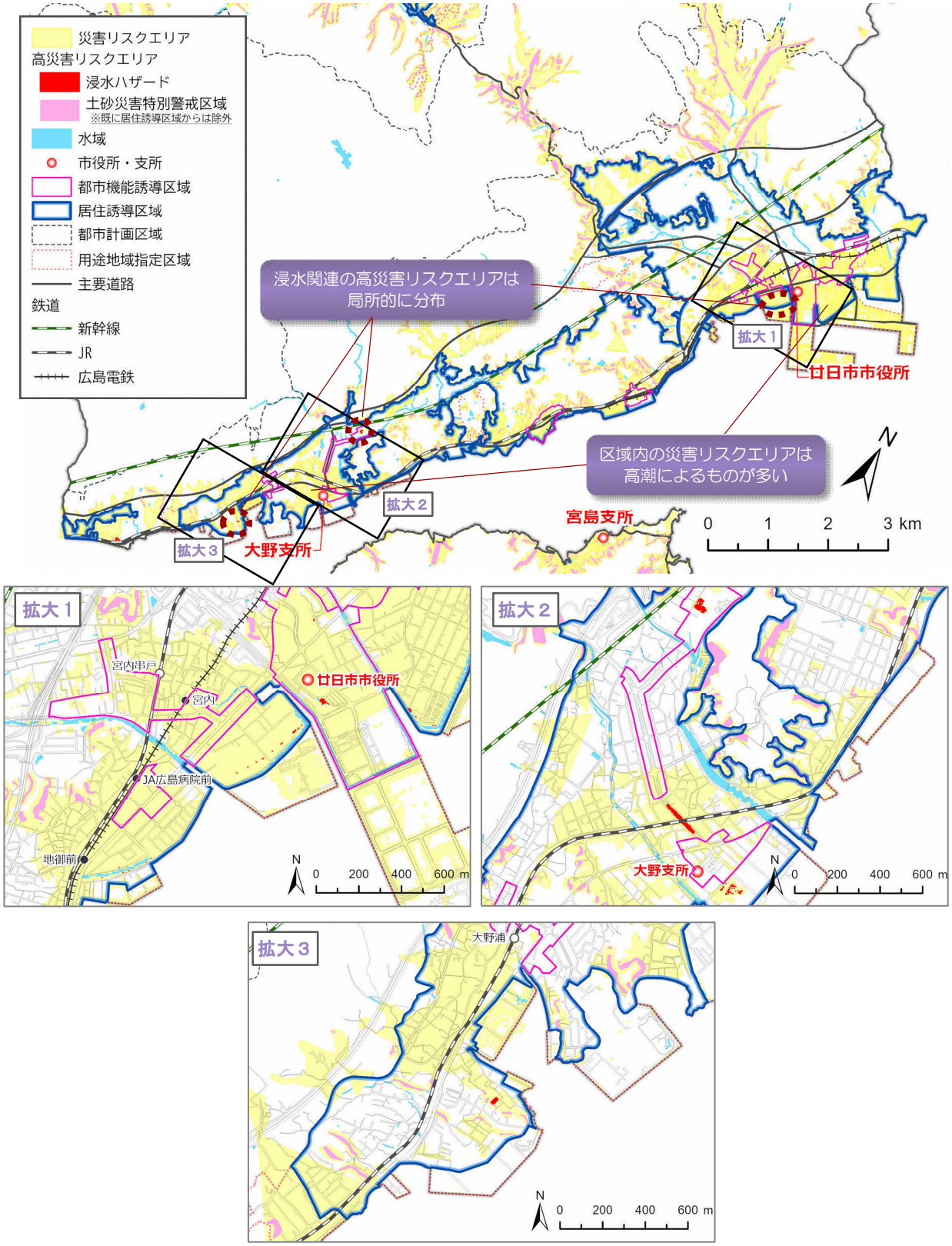

図 7-5 災害リスクエリアの分布状況 ≪沿岸部≫

佐伯地域では、佐伯支所周辺ではリスクエリアほとんどありませんが、東側の峠地区では、居住誘導区域内に災害リスクエリアの分布が見られています。浸水関連の高災害リスクエリアはありません。

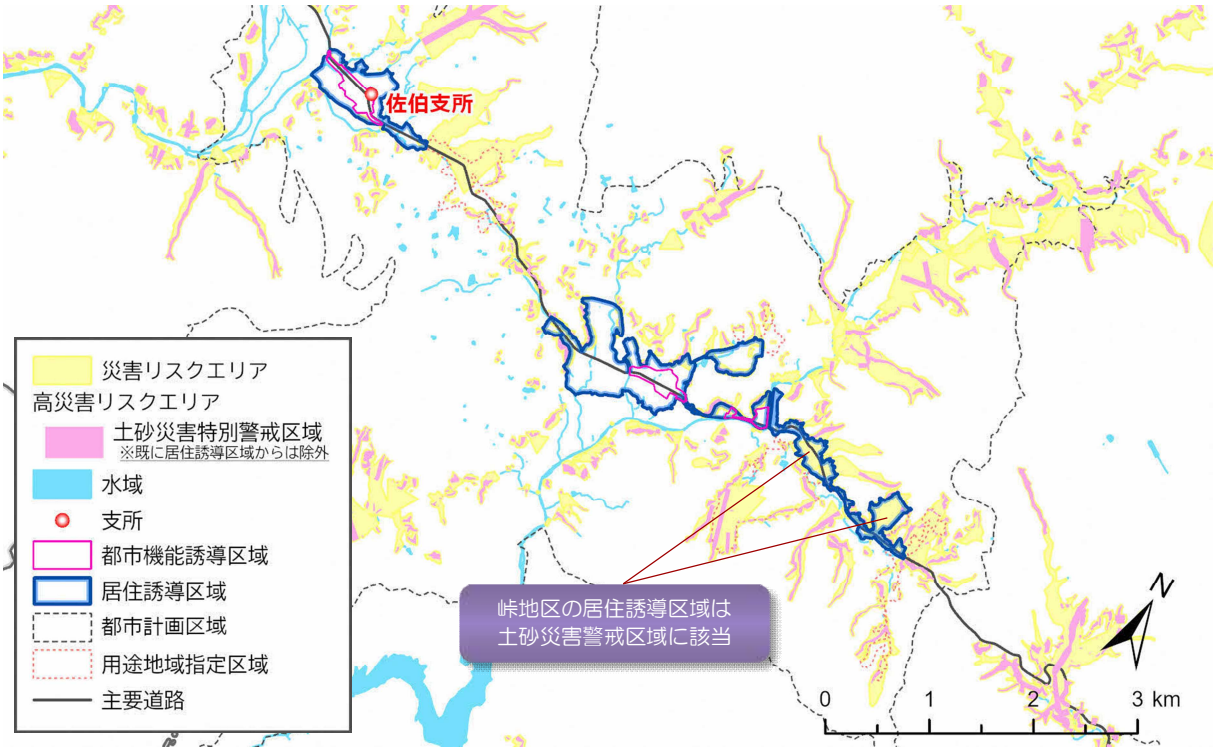

図 7-6 災害リスクエリアの分布状況 ≪佐伯地域≫

表 7-5 誘導区域における災害ハザードエリア割合

誘導区域における災害リスクエリア割合		面積ベース	人口ベース
沿岸部	居住誘導区域	33.4%	35.0%
	都市機能誘導区域	56.2%	60.7%
佐伯地域	居住誘導区域	24.8%	18.9%
	都市機能誘導区域	3.5%	0.2%

（４） 地域別の課題整理

前述した災害リスクの考え方から、避難施設等を中心に、高齢者人口分布、建築物や緊急輸送道路といった都市施設情報について、各ハザード情報に影響を及ぼしやすい都市情報を対象に組合せ分析を行いました。

これらの分析結果をもとに、地区ごとの課題や、今後優先的に対策を検討すべき地区等について抽出しました。

		避難所・避難場所	要配慮者利用施設	（高齢者）人口分布	建築物の階数	アンダーパス	緊急輸送道路	標高・大規模盛土造成
洪水（想定最大規模）	洪水浸水深	○	○	○	○	○		必要に応じて分析
雨水出水（想定最大規模）	雨水出水浸水深			○	○	○		
津波（想定最大規模）	津波浸水深	○	○	○	○	○		
高潮（想定最大規模）	高潮浸水深	○	○	○	○	○		
土砂災害	警戒区域等	○	○	○	○		○	

1） 廿日市地域　宮内地区

宮内地区は、洪水ハザード対象範囲において避難場所から徒歩圏域外であるほか、特に御手洗川の右岸側に医療施設、子育て支援施設、福祉施設といった要配慮者利用施設が複数立地しており、逃げ遅れ等が発生する懸念があります。また、１階建ての建物が点在しており、浸水した場合に、２階以上への垂直避難が困難な居住者が存在するおそれがあります。なお、本地区では地元のコミュニティづくり協議会と近隣の廿日市野村病院の間で災害時の相互救護活動に関する協定を結んでおり、別途病院を避難場所として活用することも想定されます。

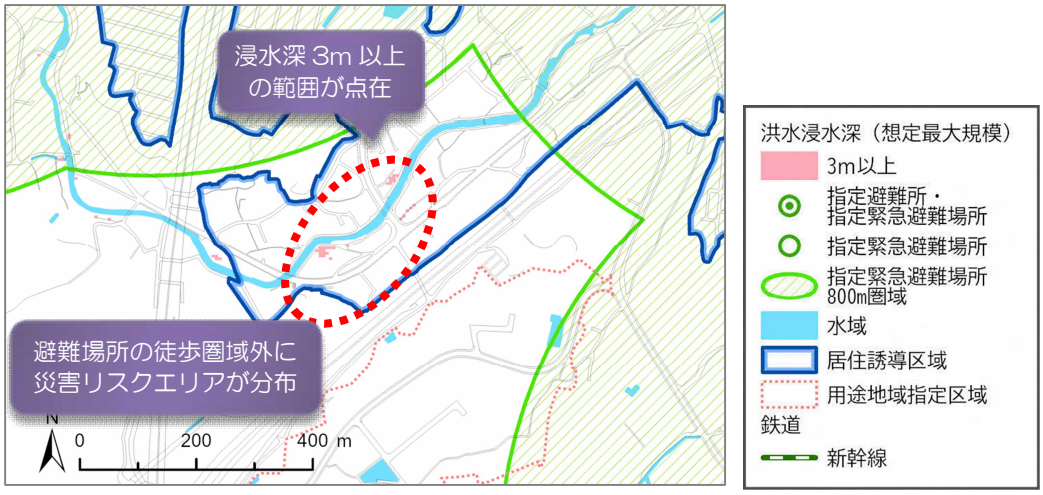

図 7-7 洪水浸水深×避難場所からの距離（宮内地区）

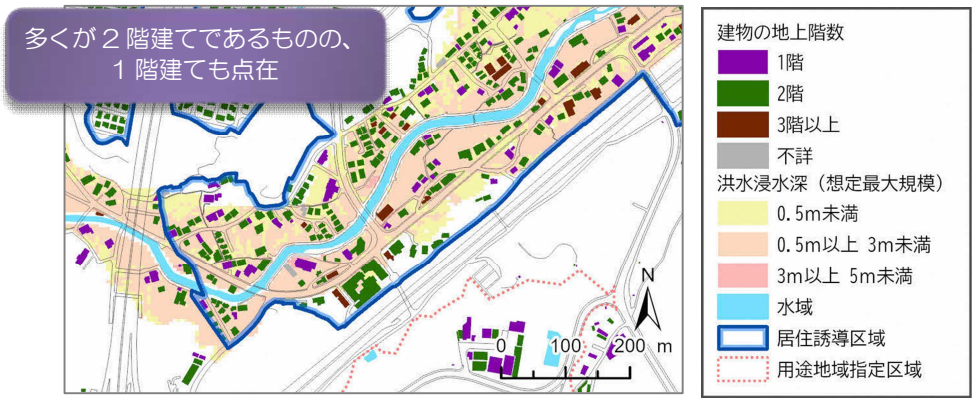

図 7-8 洪水浸水深×建築物の階数（宮内地区）

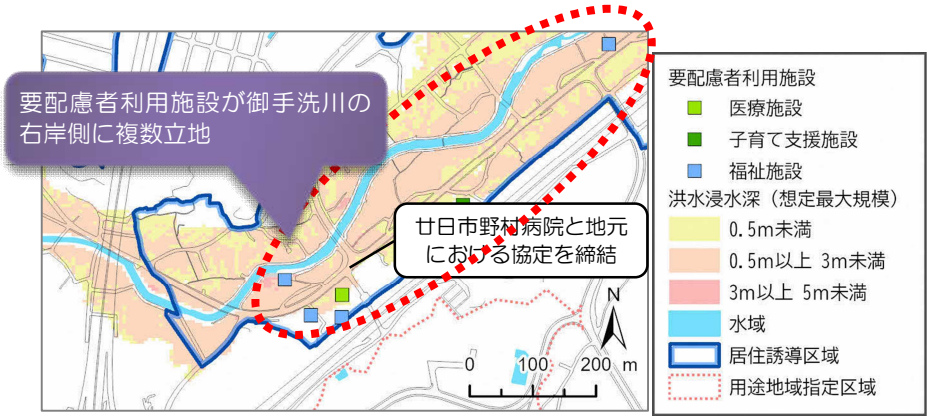

図 7-9 洪水浸水深×要配慮者利用施設（宮内地区）

２） 大野地域　上の浜地区

上の浜地区では、高潮ハザード対象箇所において避難場所からの高齢者徒歩圏外となっているほか、災害リスクエリア（3m以上 5m未満）にも多くの建物が存在し、中には１階建ての建物も点在しており、浸水した場合に、２階以上への垂直避難が困難な居住者が存在するおそれがあります。

地形として傾斜地と海岸に囲まれており、狭隘な道路も多い特徴があります。また JR 山陽本線の線路を隔てて、住宅地が密集している北側と、比較的幅員が広く避難輸送道路にも指定されている国道２号のある南側の移動が、踏切のある１箇所に限られているため、避難行動時には留意が必要です。

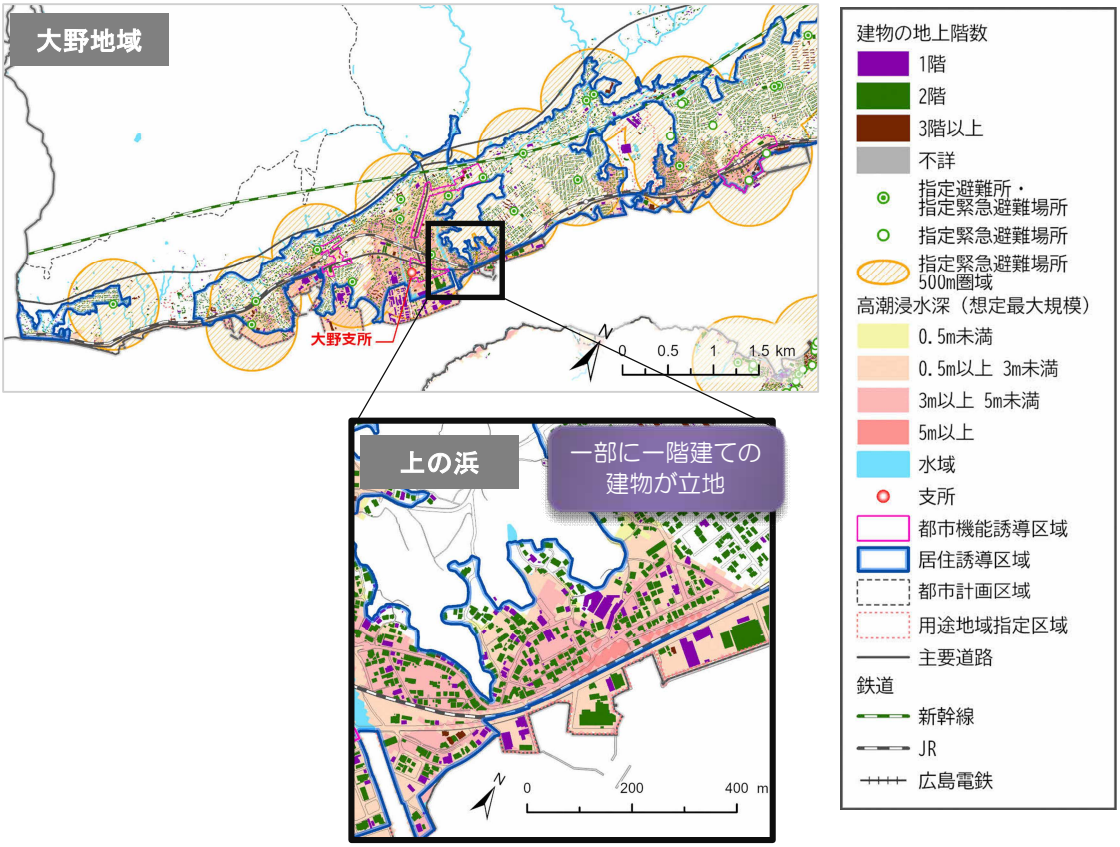

図 7-10 高潮浸水深×建物地上階数×高齢者避難場所徒歩圏（大野地域・上の浜地区）

3） 廿日市地域 阿品地区

阿品地区は、高潮ハザード対象範囲における高齢者の人口密度が 30～40 人/ha と比較的高くなっています。（※その他の地区はおおむね 20 人/ha 未満）

また、袋小路となっている細街路も多いほか、特に広島電鉄宮島線以南には住宅地が広がっていますが、避難所等のある広島電鉄宮島線・JR 山陽本線以北とのアクセス路が限られているため、避難行動時には留意が必要です。

加えて、住宅地に大規模盛土造成地が存在し、必要に応じた対策が求められます。

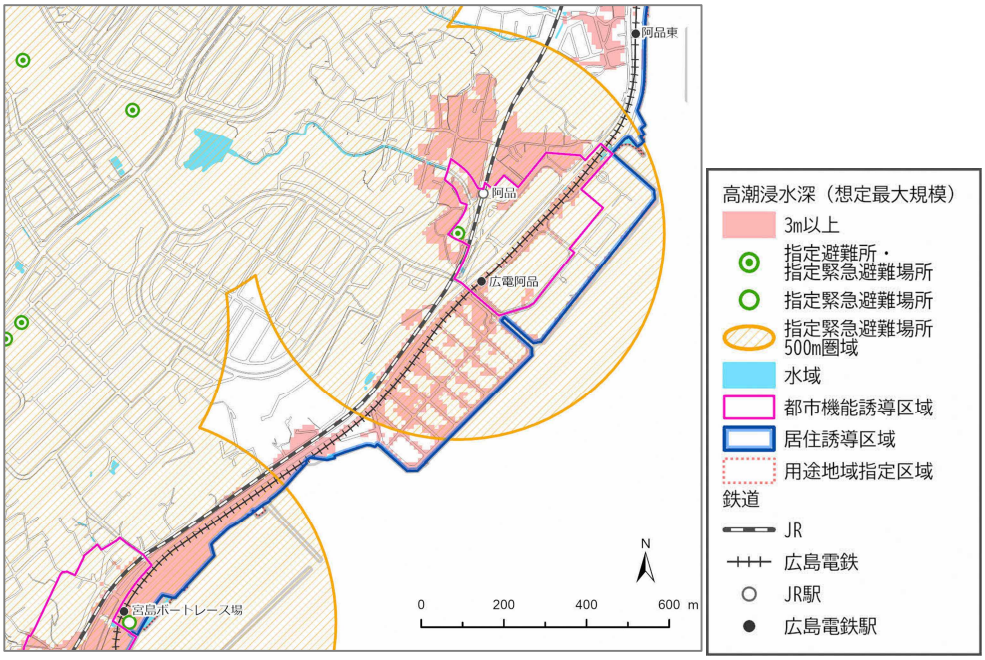

図 7-11 高潮浸水深×避難場所からの距離（阿品地区）

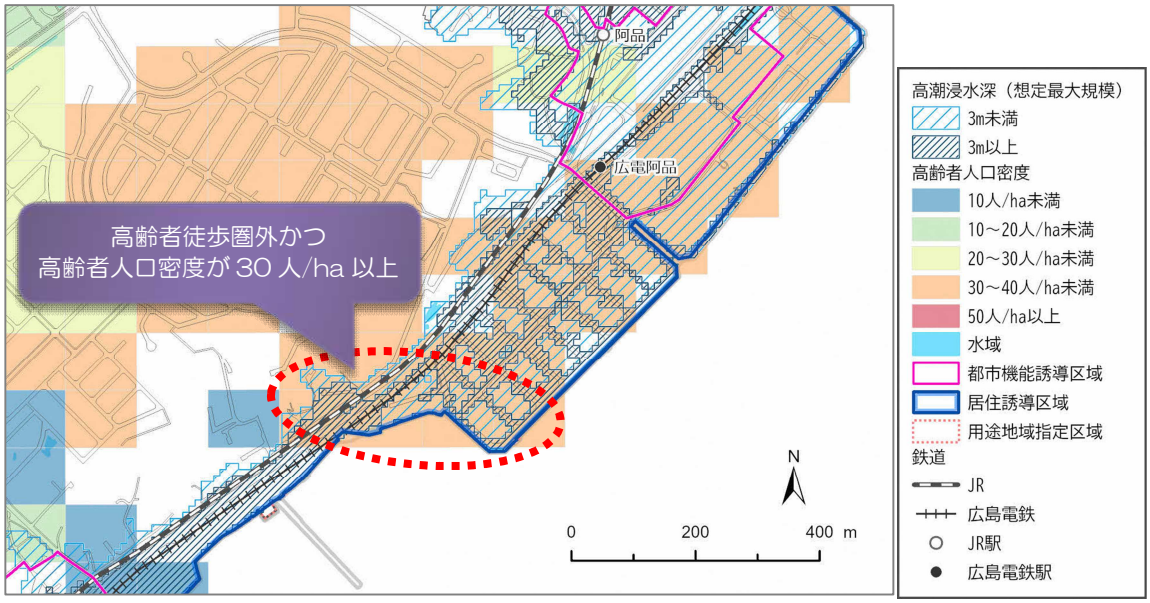

図 7-12 高潮浸水深×高齢者人口分布（阿品地区）

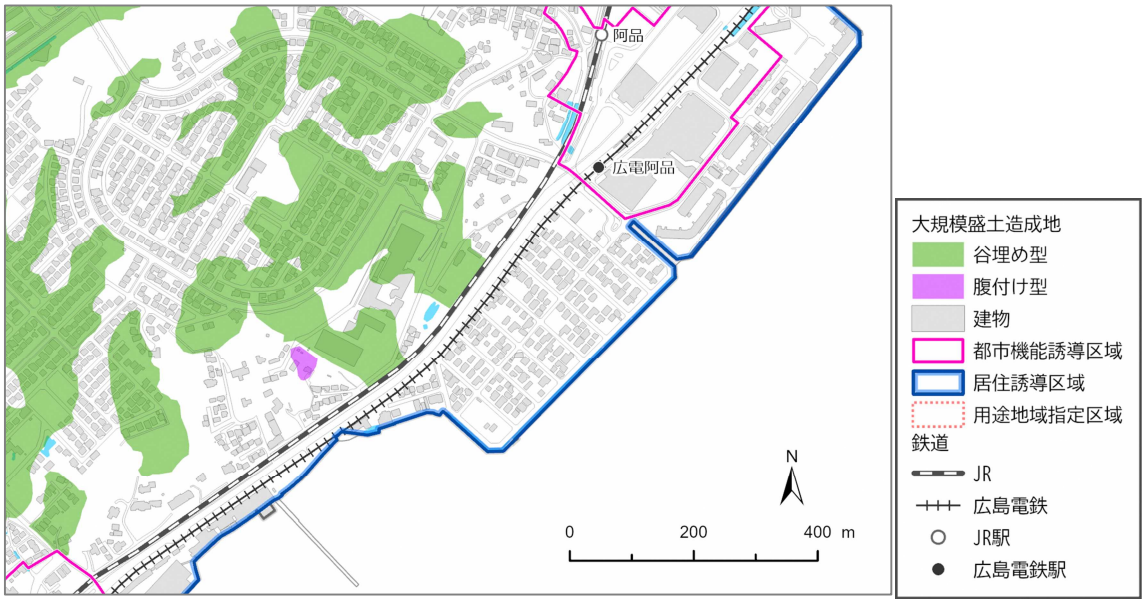

図 7-13 大規模盛土造成地×建物分布（阿品地区）

4） 廿日市地域 宮園上地区

宮園上地区では、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が近接しているほか、高齢者の人口密度が 30～40 人/ha と比較的高くなっています。（※その他の地区はおおむね 20 人/ha 未満）また、東に向かってやや標高が下がっており、避難時には時間を要することも考えられるため、留意が必要です。

また、住宅地に大規模盛土造成地が存在し、必要に応じた対策が求められます。

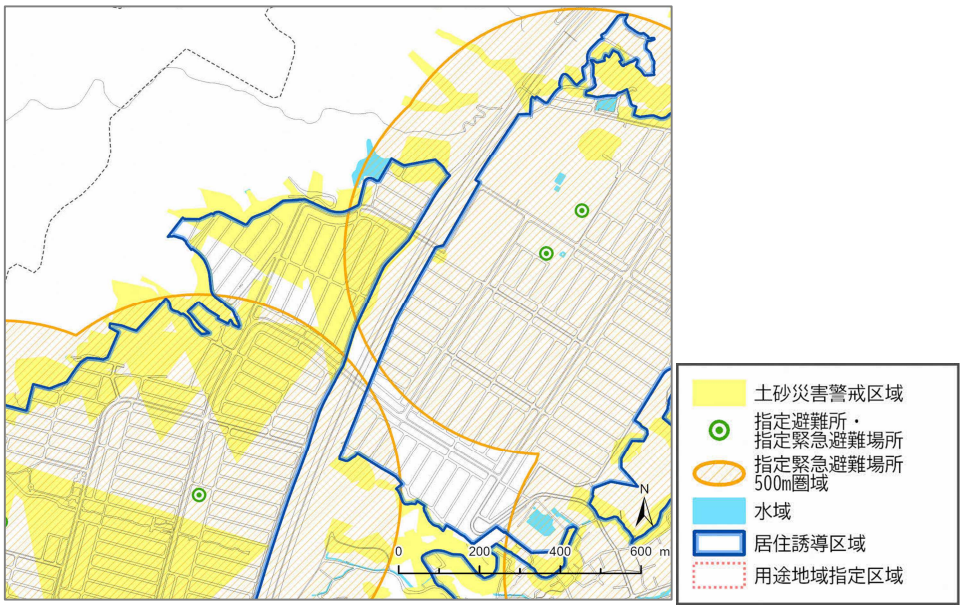

図 7-14 土砂災害警戒区域等×避難所の分布（宮園上地区）

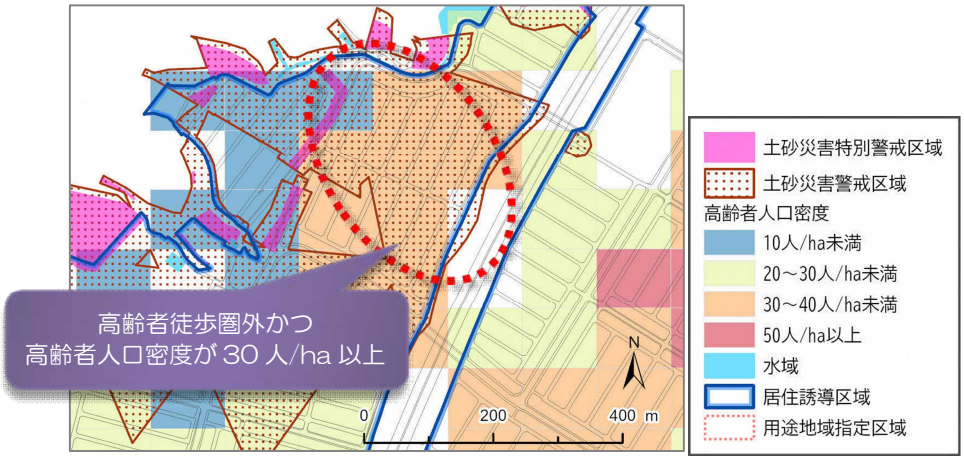

図 7-15 土砂災害警戒区域等×人口分布（宮園上地区）

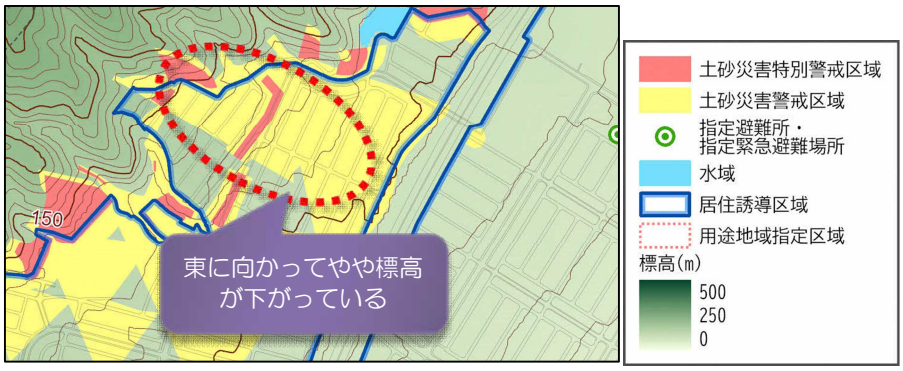

図 7-16 土砂災警戒区域等×標高（宮園上地区）

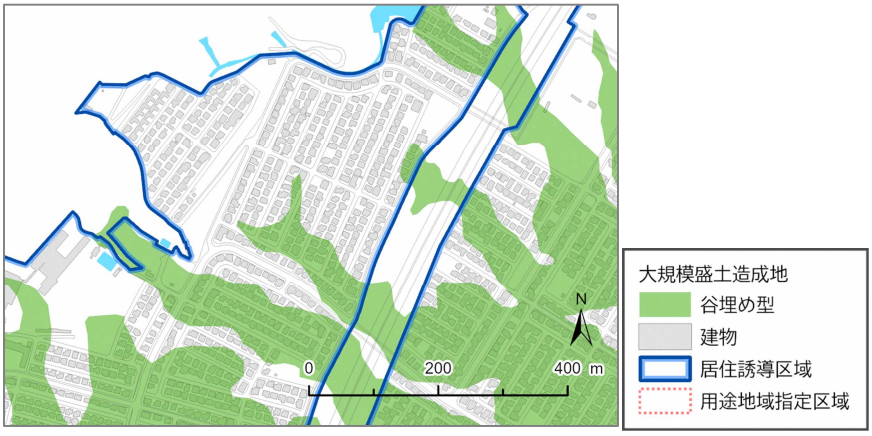

図 7-17 大規模盛土造成地×建物分布分布（宮園上地区）

５） 大野地域 八坂地区

八坂地区では、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が近接しているほか、高齢者の人口密度が 30～40 人/ha と比較的高くなっています。（その他の地区はおおむね 20 人/ha 未満）

また、人口密度 40～60ha/人の住宅密集地となっており、幅員の狭い生活道路を多くの住民が避難路として使用することから、逃げ遅れ等が発生する懸念があります。標高もやや南に向かって下がっており、避難時には時間を要することも考えられるため、留意が必要です。

加えて、住宅地に大規模盛土造成地が存在し、必要に応じた対策が求められます。

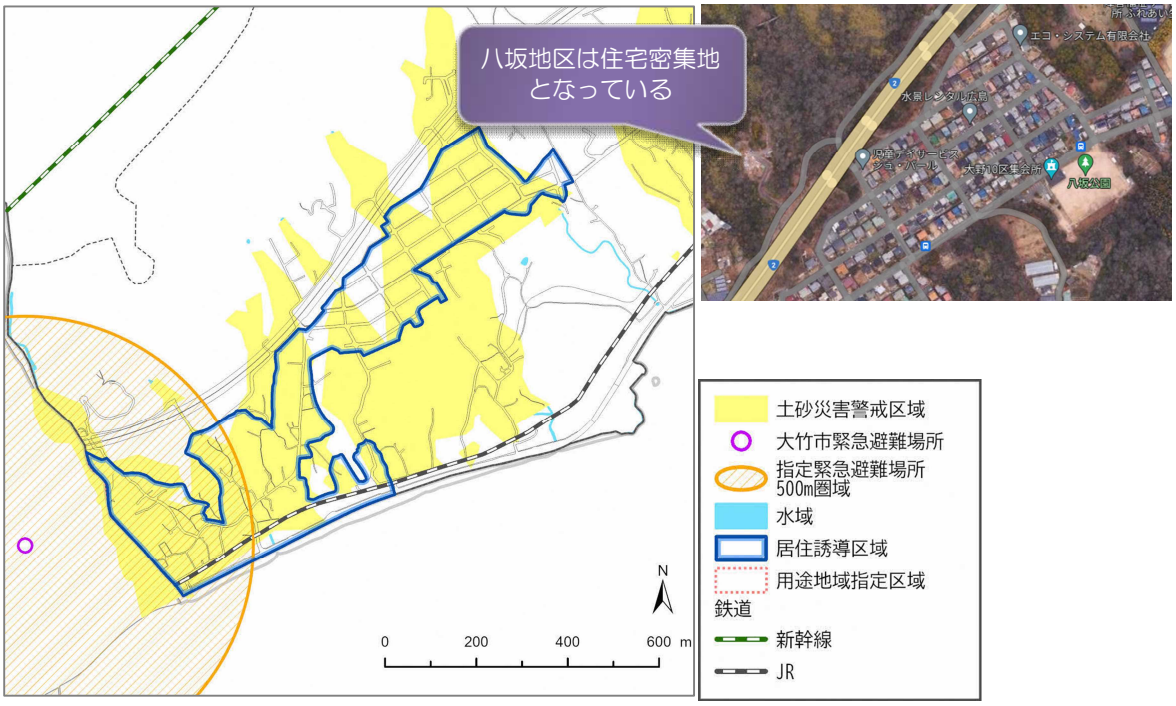

図 7-18 土砂災警戒区域等×避難場所の分布（八坂地区）

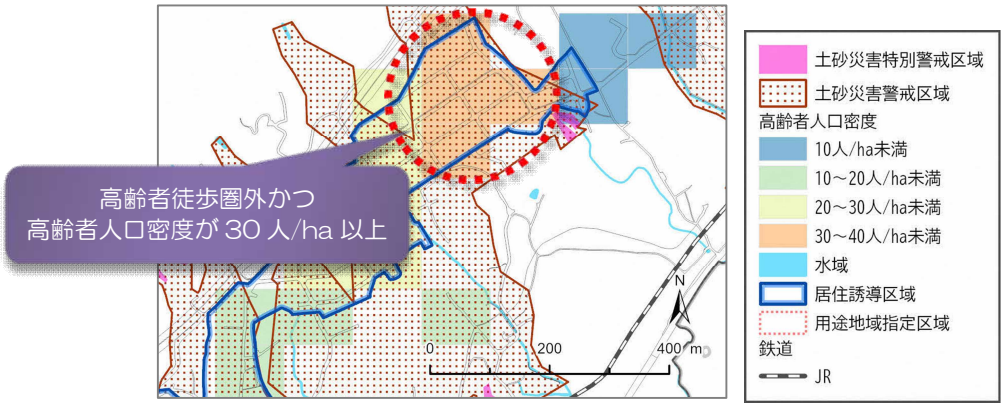

図 7-19 土砂災警戒区域等×人口分布（八坂地区）

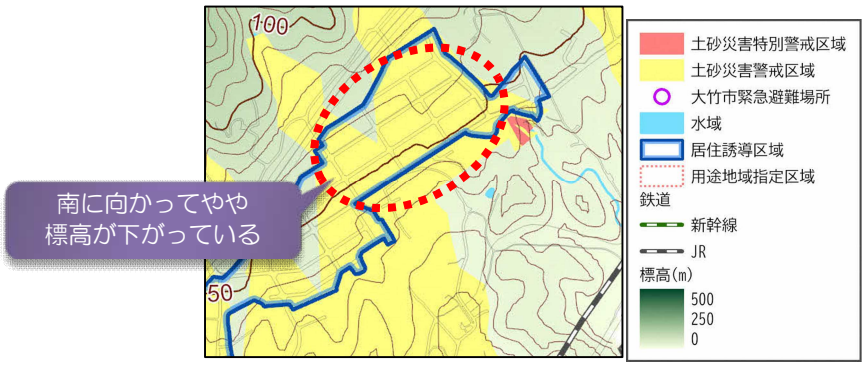

図 7-20 土砂災警戒区域等×標高（八坂地区）

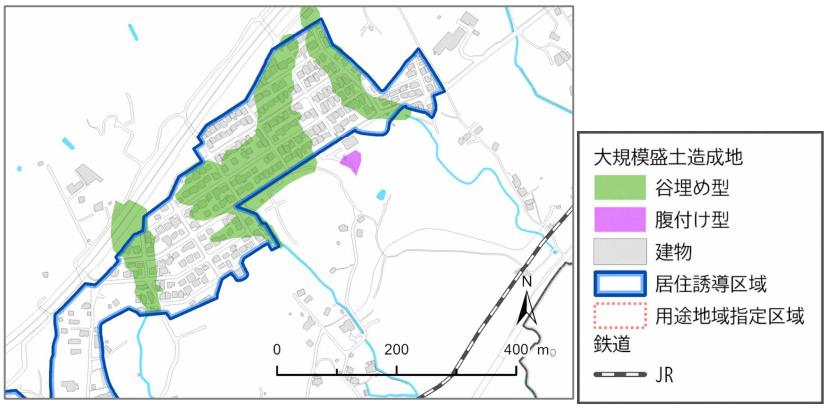

図 7-21 大規模盛土造成地×建物分布（八坂地区）

6） 県道 30 号廿日市佐伯線

沿岸部と佐伯地域を結ぶ県道 30 号廿日市佐伯線は、土砂災害警戒区域等が路線上に複数箇所で分布しています。また黒折～峠間は、土砂災害警戒区域に指定されていない斜面や渓流などにおいても、道路の通行を妨げるような土砂災害のリスクを有しています。

県道 30 号は沿岸部から佐伯地域への唯一の緊急輸送道路であるため、災害による分断が生じれば、緊急輸送を阻害する可能性があります。

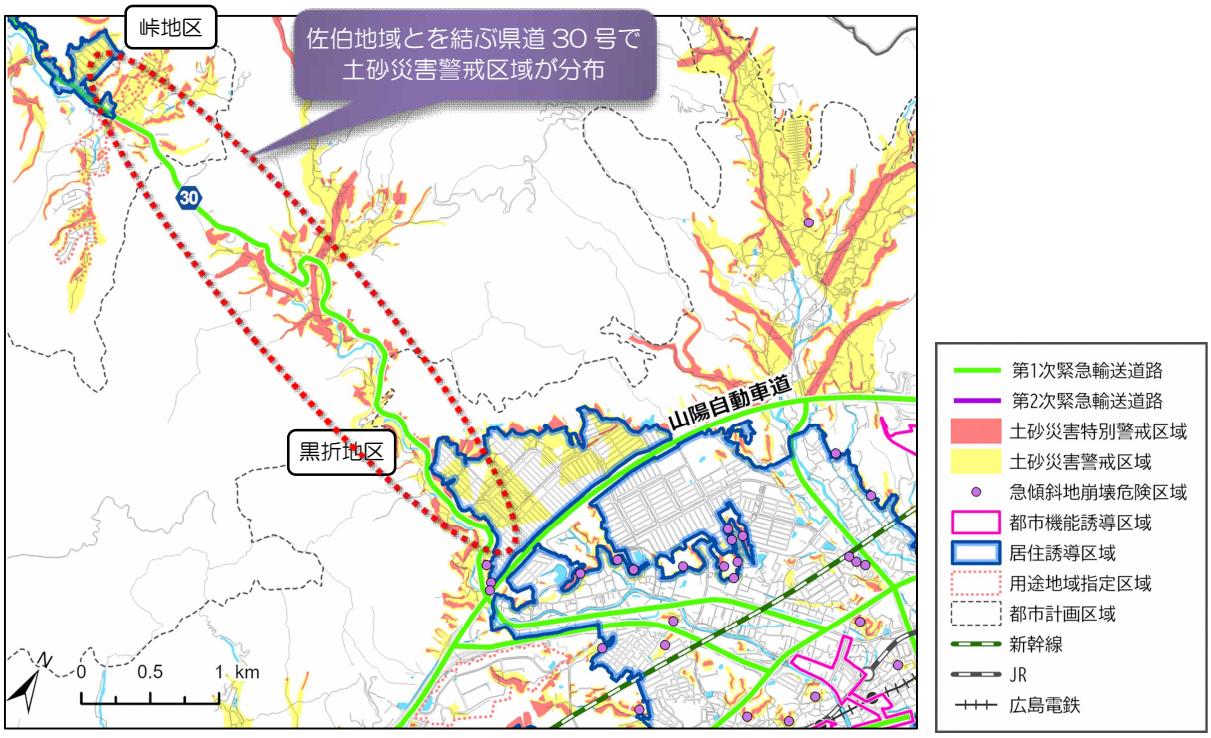

図 7-22 土砂災警戒区域等×緊急輸送道路

7） 佐伯地域 峠地区

避難場所からの距離が徒歩圏である 800m 圏域に含まれない居住誘導区域が土砂災害警戒区域内に存在しており、当該の峠地区の人口密度は 20～40 人/ha であるほか、アクセス路の限られた住宅密集地となっており、逃げ遅れ等が発生する懸念があります。また、南に向かって標高が下がっており、避難時には時間を要することも考えられるため、留意が必要です。

また、住宅地に大規模盛土造成地が存在し、必要に応じた対策が求められます。

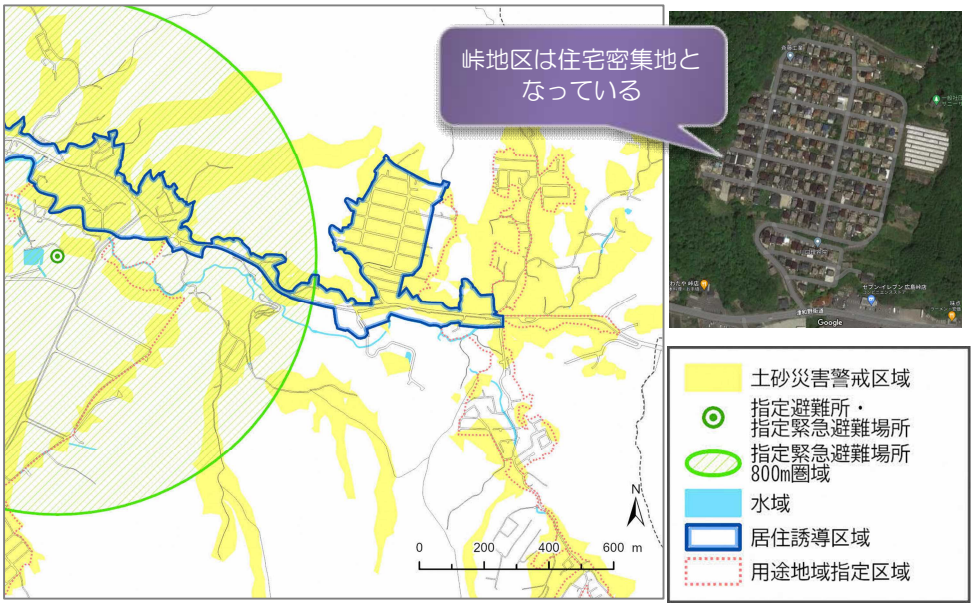

図 7-23 土砂災警戒区域等×避難場所からの距離（峠地区）

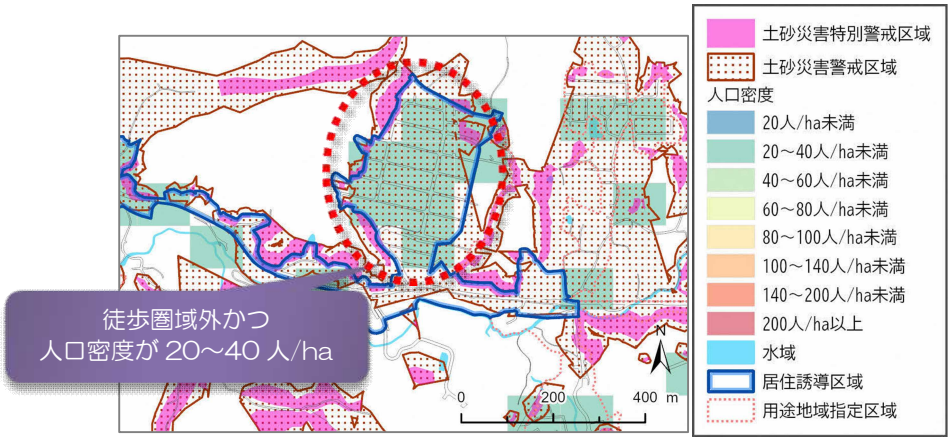

図 7-24 土砂災警戒区域等×人口密度（峠地区）

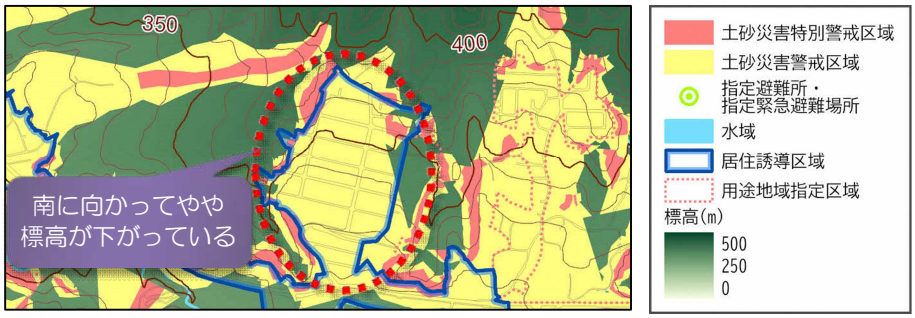

図 7-25 土砂災警戒区域等×標高（峠地区）

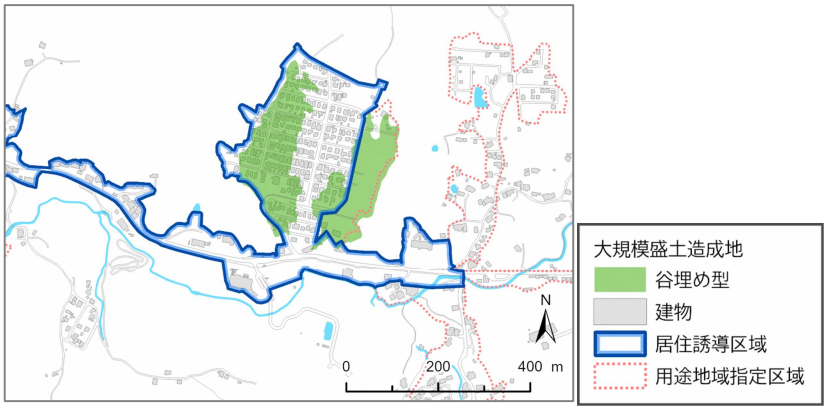

図 7-26 大規模盛土造成地×建物分布（峠地区）

8） 佐伯地域 友和地区

避難場所からの距離が高齢者徒歩圏である 500m 圏域に含まれない居住誘導区域が一部土砂災害警戒区域内となっている友和地区では、幼稚園・小学校等の要配慮者利用施設が立地しており、逃げ遅れ等が発生する懸念があります。

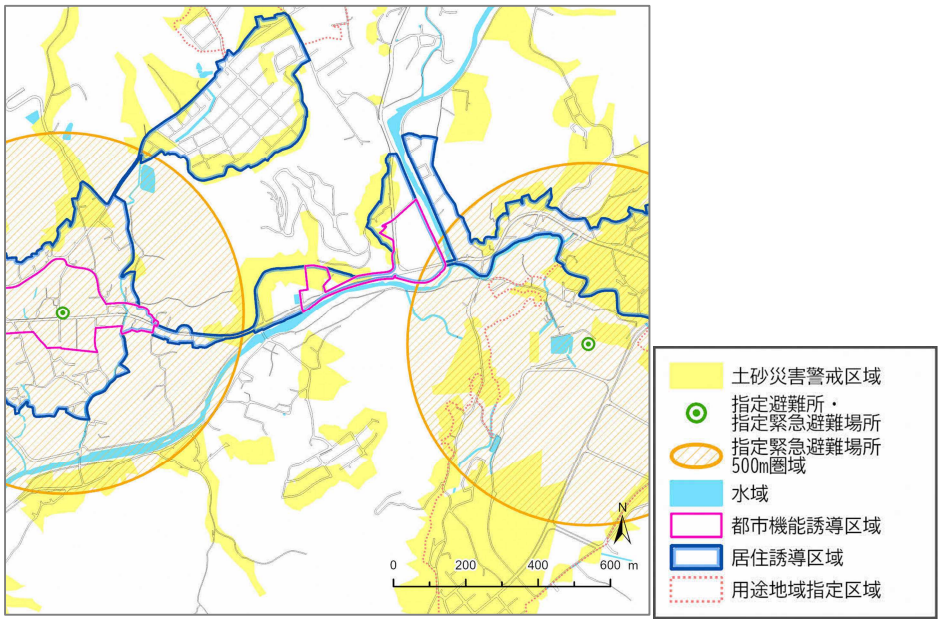

図 7-27 土砂災警戒区域等×避難場所からの距離（友和地区）

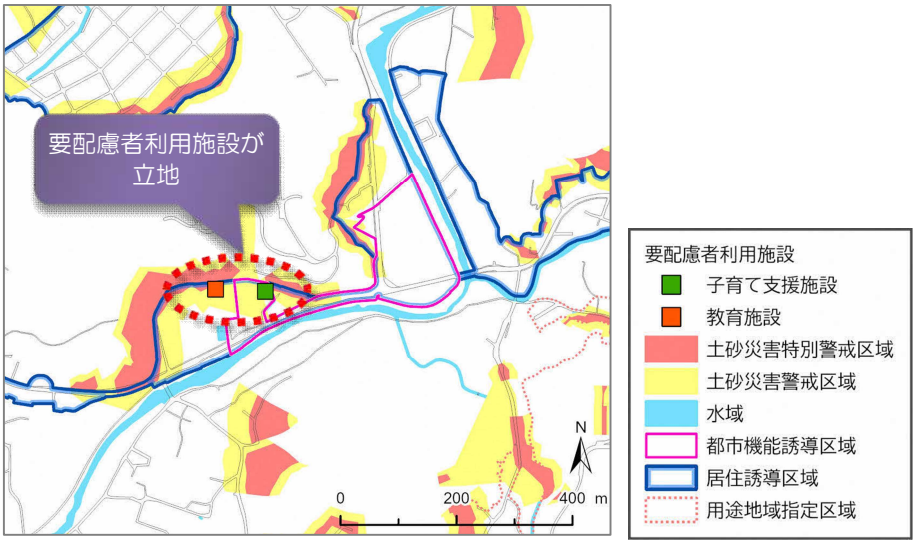

図 7-28 土砂災警戒区域等×要配慮者利用施設（友和地区）

４． 課題への対応方針

（１） 災害リスクの「回避」「低減」の考え方

前述の課題も踏まえながら、今後の方針として、災害リスクを未然に避けるため取組方針を検討します。

取組方針の設定の際には、立地規制・誘導といった「リスクの回避」とハード・ソフト面での防災・減災対策といった「リスクの低減」を総合的に組み合わせた検討が必要となります。これらの取組を組み合わせながら、まちづくりの基本目標に掲げる「災害リスクに強く安全・安心な都市の形成」の実現を目指します。

表 7-6 災害リスクの回避と低減の考え方

分類	考え方	考えられる具体の取組の例
災害リスクの回避の対策	災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組	・開発規制、立地誘導、移転促進 ・土地区画整理事業による宅地地盤の嵩上げ（一帯の浸水解消） ・二線堤の整備（氾濫水が及ぶ範囲の制御） 等
災害リスクの低減の対策（ハード）	※対策の程度によっては災害が防止される場合も想定される ・雨水貯留施設の整備、（市管理の）河川や下水道の整備等による浸水対策や土砂災害防止のための砂防施設の整備等	・下水道の整備、雨水貯留浸透施設の整備や田んぼ、ため池、公園等の既存施設の雨水貯留への活用 ・土地や家屋の嵩上げ、建物のピロティ化による浸水防止 ・（市管理河川の）堤防整備、河道改修（掘削、引提等）による流下能力向上 ・土砂災害防止のための法面対策、砂防施設の整備 ・住居・施設等の建築物の浸水対策（止水板の設置等） ・避難路・避難場所の整備 等
災害リスクの低減の対策（ソフト）	・事前の対応（防災教育等）、民間施設との協定（避難所等） ・氾濫の発生に際し、確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策	・浸水深が一定の深さ以下であり浸水時にも利用可能な避難路のネットワークの検討・設定や、交通ネットワーク、ライフラインの機能強化 ・早期に避難できる避難場所の一定の距離での配置や案内看板の設置 ・地域の防災まちづくり活動の支援、マイ・タイムライン作成の支援（リスクコミュニケーション） ・地区防災計画の検討・作成 ・災害時の情報発信や浸水センサを用いた避難支援 等

出典：立地適正化計画作成の手引き（令和６年４月版）に一部追記

（２）　取組方針

「回避」「低減」の観点を踏まえながら、地域強靭化計画等の防災関係計画との整合を図りつつ、市民一人ひとりの暮らしを守るための取組方針を定めました。

課題のある地域を中心とした、災害リスクを未然に避けるための取組方針を以下のとおり示します。

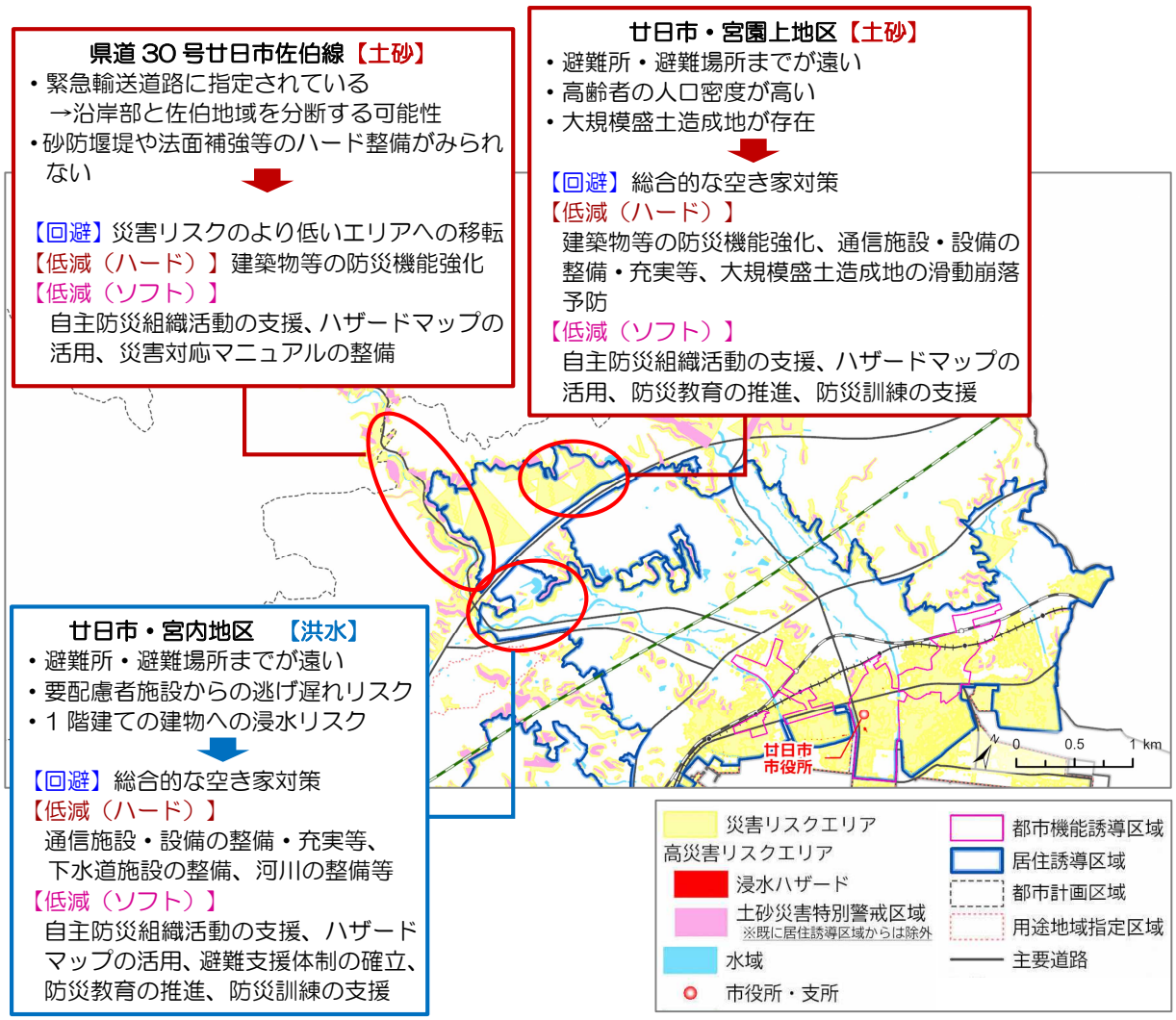

図 7-29 地域別取組方針（廿日市地域）

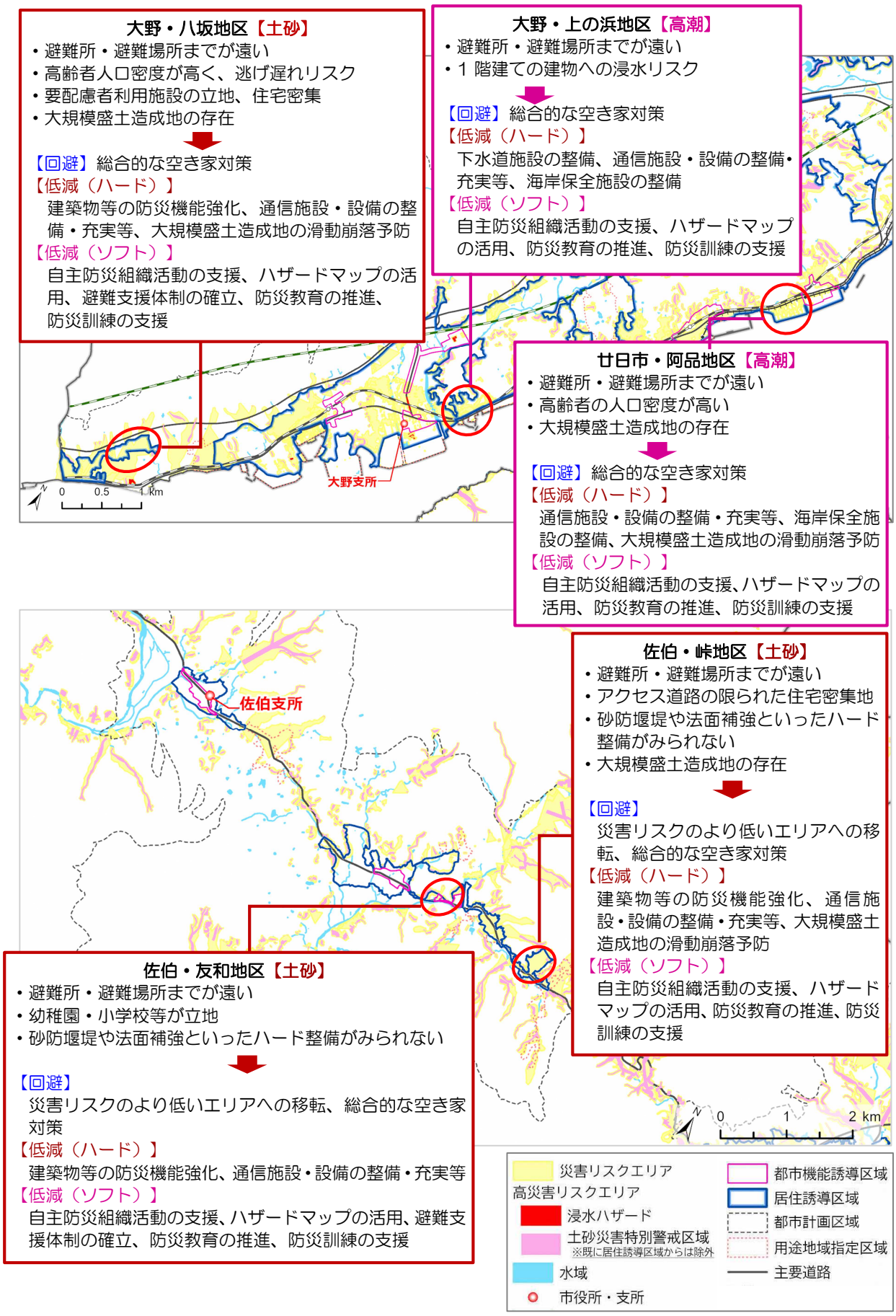

図 7-30 地域別取組方針（大野地域・佐伯地域）

前述の取組方針を整理すると、以下のとおりです。

災害リスクエリア及び周辺の課題	解決の視点	取組方針の内容	回避	低減	
				ハード	ソフト
・避難所・避難場所までが遠い	・避難所までのアクセス路を確保 ※特に危険空き家の倒壊リスクを想定	・総合的な空き家対策	●		
	・緊急情報の迅速・確実な伝達	・情報伝達手段の保守管理・運用		●	
	・地域住民への事前のリスク周知	・ハザードマップの活用			●
	・学校教育を通じた防災知識の普及	・防災教育の推進			●
	・災害時に適切な行動を実施	・防災訓練の支援			●
	・地域ぐるみでの自助・共助の意識向上	・自主防災組織活動の支援			●
・要配慮者利用施設も複数立地しているほか、住宅が密集しており、逃げ遅れが発生する懸念がある	・避難行動を支援すべき方への適切な支援	・避難支援体制の確立			●
・砂防堰堤や法面補強等のハード整備がみられない	・土砂災害防止施設の促進に加え、あらかじめリスクの高い箇所での居住を抑制	・災害リスクのより低いエリアへの移転	●		
・土砂災害のリスクがある	・建物の強靭化による被害の低減	・建築物等の防災機能強化		●	
・1 階建ての建物が複数立地しているなど、浸水時に垂直避難が困難な可能性がある	・雨水流出抑制策の充実	・下水道施設の整備		●	
	・外水による浸水対策の充実	・河川の整備等		●	
		・海岸保全施設の整備		●	
・大規模盛土造成地が存在しており、滑動崩落の危険性がある	・地盤の安定化	・大規模盛土造成地の滑動崩落予防		●	
・緊急輸送道路に指定されているが、土砂災害のリスクがあり、沿岸部と佐伯地域を分断する可能性がある	・災害時の具体的な対応を整理、周知	・災害対応マニュアルの整備			●

５． 具体的な取組

各取組方針に基づく具体的な施策は、地域強靭化計画や地域防災計画等の防災関係計画との整合を図りつつ、以下のとおり設定しました。

災害リスクの回避に関しては、災害リスクのより低いエリアへの移転や、総合的な空き家対策を位置づけます。また、災害リスクの低減（ハード）に関しては、建物やインフラ施設の整備等に関する施策、災害リスクの低減（ソフト）に関しては、避難支援体制の確立や、防災教育の推進、防災訓練や自主防災活動の支援、災害対応マニュアルの整備、ハザードマップの作成・活用に関する施策を位置づけます。

これらの施策は、リスクの高い地域のみならず、居住誘導区域全域で取り組むものとし、安全で安心な都市の形成を図ります。

表 7-7 具体的な取組（1/2）

分類	取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標※		
				短期	中期	長期
回避	災害リスクのより低いエリアへの移転	土砂災害警戒区域等からの移転に対する施策の推進（土砂災害防止法第 26 条による移転勧告の活用）	市			○
		がけ地近接等危険住宅移転事業などによる移転に関する施策の推進	県・市			○
		土砂災害特別警戒区域を対象とした逆線引きの推進	県			○
	総合的な空き家対策	安全性の確保のための危険空き家対策	市	○		
		所有者等による適正管理や流通の促進	市	○		
低減（ハード）	河川の整備等	しゅんせつや護岸改修等の事業促進	県		○	
	海岸保全施設の整備	防波堤、護岸等の海岸保全施設の整備	県		○	
	下水道施設の整備	雨水管路、雨水ポンプ場の整備充実	市		○	
		雨水調整池などの雨水流出抑制策の採用	市		○	
	建築物等の防災機能強化	土砂災害警戒区域についての、急傾斜地崩壊対策や砂防堰堤の整備促進	国、県		○	
		住宅・建築物の耐震診断・改修等の啓発・指導	国、県、市		○	
		防災活動の拠点施設の耐震化	市		○	
		公共建築物等の計画的な維持修繕	県、市		○	
		市営住宅等の計画的な修繕・長寿命化	市		○	
		緊急輸送道路上にある橋りょうの耐震対策の推進や道路斜面等の防災対策	市		○	
		防災公園整備	市		○	
	大規模盛土造成地の滑動崩落予防	大規模盛土造成地滑動崩落防止事業などによる大規模盛土造成地における対策の推進	市			○
	情報伝達手段の保守管理・運用	防災行政無線などの情報伝達手段の確実な保守管理・運用	市	○		

※短期、中期、長期はそれぞれおおむね５年、10 年、20 年程度の実施を想定しています

表 7-8 具体的な取組（2/2）

分類	取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標※		
				短期	中期	長期
低減（ソフト）	避難支援体制の確立	避難行動要支援者への援護を適切に行うため体制確保	市	○		
		町内会・自治会や区、コミュニティ、自主防災組織等の支援団体及び民生委員・児童委員との連携	市	○		
	防災教育の推進	学校教育、社会教育、その他広報媒体を通じた防災知識の普及	市	○		
	防災訓練の支援	防災教室や防災訓練の実施等による防災知識習得の促進、非常持出品の準備の推進	県	○		
		防災関係機関、自主防災組織等が実施する防災訓練における必要な助言、指導、協力	市	○		
	自主防災活動の支援	広報紙、ホームページ等を利用した自主防災の必要性の周知	市	○		
		自主防災組織の責任者等を対象にした各種研修会や情報交換会の開催	市	○		
		自主防災組織の活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するために必要な助成	市	○		
		災害時救援協定の締結推進	市	○		
	災害対応マニュアルの整備	災害対策に係る諸活動を行うに当たっての具体的なマニュアル等の作成	市	○		
	ハザードマップの作成・活用	ハザードマップの作成・見直し・周知	市	○		

※短期、中期、長期はそれぞれおおむね５年、10 年、20 年程度の実施を想定しています

図 7-31 高潮対策（地御前海岸）

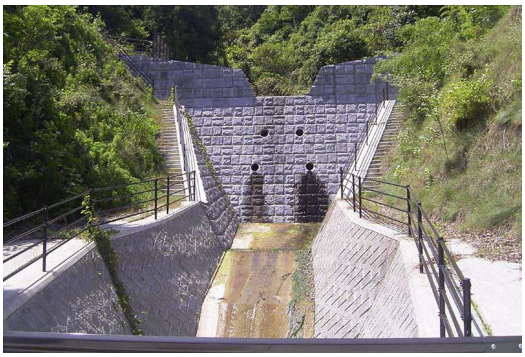

図 7-32 砂防ダム（宮園）

【取組事例】　住民参加によるハザードマップの作成

廿日市市では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定が完了した地区から「土砂災害ハザードマップ」を作成しています。

「土砂災害ハザードマップ」を作成する際には、地域住民と一緒にワークショップを開催し、緊急時の避難先、避難経路、過去の災害発生場所、避難時の注意事項等各地域の実情を踏まえたハザードマップになるように取り組んでいます。

完成したハザードマップは警戒避難体制の整備のため、対象地区に全戸配布しています。

ワークショップの様子（阿品・阿品台地区）

【取組事例】　自主防災組織の活動支援

廿日市市では、自主防災組織の活動を支援しており、それぞれの組織が各地域の実情を踏まえながら、今後起こりうる災害に備えて独自の防災訓練を実施しています。

また、市は出前トーク等により市民の防災意識啓発を行っています。

防災訓練の様子（宮内地区）

観光地や観光客に対する防災対策

本市では、観光地や観光客に対する防災対策を関連計画で定めており、観光客が安心して観光できるよう取組を推進しています。

■廿日市市観光振興基本計画（平成 27 年策定）より抜粋

施策⑤　**災害時においても観光客が安心して避難できる危機管理を行う。**

◇観光客への情報提供と避難地への誘導を行うことができるよう、島内事業者の避難訓練や防災情報の周知を図る。
◇市と提携した施設で避難者を受け入れるなど、災害支援体制を整える。

■廿日市市地域強靭化計画（令和２年策定）より抜粋

第５章　推進すべき施策の方針

○　観光客への情報提供と避難所への誘導を行うことができるよう、宮島内事業者の避難訓練の実施や防災情報の周知を図るとともに、宮島観光協会、はつかいち観光協会と連携し、市と提携した施設で避難者を受け入れるなど、災害支援体制を整える。
　また、外国人観光客の多い宮島では、英語を話すことができる案内人の増加、ピクトグラム（絵表示）による案内看板の設置など、外国人観光客向けの案内機能を充実させる。

（リスクシナリオ　2-4）

６．　目標値

防災指針で示した取組の推進を目指して、他の関連計画との連携･整合を図りながら、主な取組の進捗管理のための目標値を設定します。

災害に関する目標値は、防災の最上位計画である総合計画に定められており、本計画の施策内容の評価としても機能すると考えられるため、それらの目標値を①～④として設定します。

①～④は総合計画改定にあわせて見直し予定

表 7-9 防災指針の目標値

指標	基準値	目標値
①災害による死亡者数	０人 （令和元年）	０人 （令和７年）
②災害の種別ごとに避難場所や避難経路を確認している市民の割合	72.3% （令和元年）	78.0% （令和７年）
③消防団員定数（732 人）に対する団員数の割合	82.0% （令和元年）	84.0% （令和７年）
④地震・風水害などの災害対策がされていると感じる市民の割合	70.6% （令和元年）	77.0% （令和７年）

7．　災害リスクを踏まえた居住誘導区域の妥当性

防災指針の検討を通して、防災・減災の観点を踏まえたまちづくりを推進する観点から居住誘導区域の設定が適切であるかを評価するため、図 7-33 に示す検証フローに基づき、第５章で設定した居住誘導区域の妥当性を検証しました。

検証の結果、第５章で設定した居住誘導区域については、アンダーパスや用水路等の居住用途に該当しない箇所を除き、高災害リスクエリアに該当する範囲は存在しませんでした。また、災害リスクエリアに該当する範囲は存在しますが、避難場所や避難路が確保できており、災害リスクの低減が可能である、もしくは今後防災指針で定める具体的な取組を適用することが可能であると判断しました。

以上のことから、本章で抽出した災害リスクエリアは居住誘導区域に含むこととし、本市の居住誘導区域は、第５章で示した範囲とします。

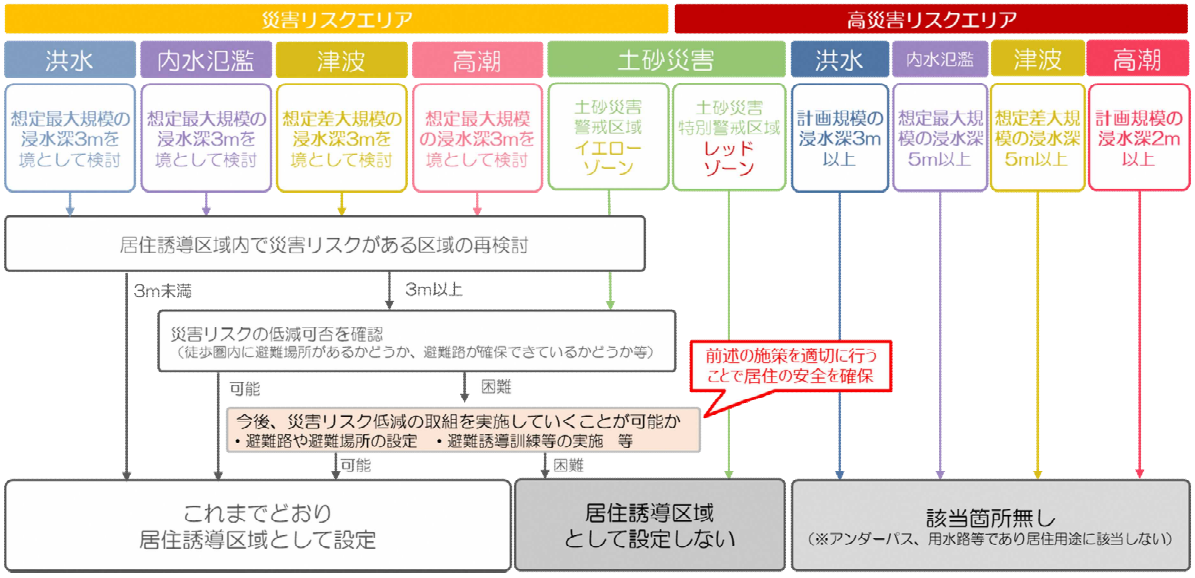

図 7-33　災害リスクを踏まえた居住誘導区域の妥当性検証フロー

お問い合わせ先：廿日市市 建設部 都市計画課 都市計画係
〒738-8501　広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号
電話：0829-20-0001（代表）
0829-30-9190（都市計画係）
ホームページ：https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/